# 第6次長久手市総合計画(愛称:ながくて未来図)(案)についてのパブリックコメント実施結果

平成31年1月 長久手市

### 第6次長久手市総合計画(愛称:ながくて未来図)(案)についてのパブリックコメント実施結果

# 1 実施状況

(1) 募集期間

平成30年11月8日(木)から平成30年12月7日(金)まで

(2) 計画案の公表・配布

経営企画課窓口、情報コーナー、西小校区共生ステーション、市が洞小校区共生ステーション、まちづくりセンター、市ホームページ並びに計画案概要版の全戸配布

2 意見の提出人数、件数

30人、144件

3 意見の内容及び市の考え方

以下の表のとおりです。なお、意見を踏まえ、計画案を修正した箇所は、「市の考え方」の枠内を着色しています。(表中の頁数は、計画書本編の頁数)

# 〇計画書全体

- 年日		意見区	分			
意見 番号	章	基本目標	策 施領	頁	意見内容	市の考え方
1	_			-	なお、分かりにくくなった理由として、①各種の行政計画が数えきれないほど(注)策定されるようになり、計画相互の関係が分かりにくくなっていること、②国からの要請もあり超長期計画が策定され、各種の中・長期計画との関連性、各年度予算など短期の事業プランとの関連性がわかりにくくなったこと、③これらの計画には近年情緒的主観的感覚的表現や主観的指標(「幸せのモノサシ」など)が多用され、キャッチー・フードが無数に溢れ、読み手それぞれに自由に解釈できるようになってしまったこと、④これらの計画策定プロセスから議会が遠ざけられる傾向にあり、市民参加の「空気」は作られたものの、実質的には行政がコンサルの支援を受けながら外部のチェックが弱いまま策定していること、⑤個々の計画が別の部署で作成されるため、またコンサルもおそらく別会社・別担当者が支援するため、計画相互あるいは過去の関連計画との間に、表現だけでなく内容の食い違いが生まれていること、⑥現市長が第5次総合計画を軽視する発言を繰り返し、自身の政治所信にあわせて各種計画を編成替えしてしまったこと(「3つのフラッグ」「新しいまちづくり行程表」など)などが、背景としてあると思う。つまり、行政の計画的な推進方法が未開拓なまま、混乱している。	ホームページの「計画一覧」については、行政計画を整理し、必要な計画を追
2	_				画」など多くの計画書が抜けている。多すぎて数えきれないのだろう。 1-1(質問)議会の議決対象となるのは第3章だけと考えられるが、各章は相互に強く関連しており、総合計画全体が議会審議の対象となると理解して良いか。 (説明)長久手市みんなでつくるまち条例(以下「まち条例」)が策定されたことにより、基本構想と基本計画(第3章以外)との関係を明確にしなければならなくなった。従来は取り扱いの事実上の違いであったが、条例上の取り扱いを区別しなければならなくなった。しかし、内容的には密接に関係している。この変化を議会と行政との実務的な関係上どのように取り扱うのか。 1-2(予備的修正意見)仮に、1-1の見解として審議の対象とならないとの回答であれば、第3章は切り離し、異な	章も説明資料として配布したうえで、審議いただくことになります。なお、第6次総合計画の冊子については、基本構想と基本計画をはじめ他の章も合わせたものになります。
					る文書『基本構想』及び『基本計画』に編集替えする。	

# Oまちうた(詩)「さかそう ながくて じちのはな」

<b>並</b> 日		意見	包区分				
意見番号	章	基本目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
3	_						第6次総合計画は、長久手市みんなでつくるまち条例に基づき、推進していきます。まち詩に表現された想いを多くの市民と共有し、施策を実施していくため、冒頭に配置しました。
4	_				_	6(修正意見)情緒的、主観的、感覚的表現は、読む人によって異なる解釈が生まれてしまい、行政計画にそぐわないので修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。 6-1(修正意見)「じちのはな」は、全文削除する。 (説明)この詩は、まち条例の策定プロセスの中で資料として提出されたもので、議決もされていない。にもかかわらず、まち条例の神髄を現すかのように「この詩に込められた想いを胸に、市民主体のまちづくりを進めます」とされ、市長あいさつの前に掲げられるという異例の扱いとなっている。文芸作品としてのこの詩の評価はさておき、詩であるだけに情緒的感覚的表現に満ち、行政計画書にはふさわしくない。総合計画にさだめられてしまうと、市政全般が従わなければならない(まち条例16条)「権威」を帯びることになる。	

### 〇第1章 はじめに

<b>#</b> =	意見区分						
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
5	第1章	1 策定の趣旨	III (	1	(説明)現市長の8年間の実績だけでなく、これまでの先人たちの努力と成果をすべて否定する思いあがった表現である。これまで成果が十分上がらなかったのは市民が悪いのだと言わんばかりの、努力してきた市民を侮辱する表現である。	次総合計画にも位置づけられています。 また、現市長になってからも、今後予想される大規模災害や、超高齢・人口減 少社会に備えるため、市民参加や市民協働をさらに推進し、地域力や市民力	
6				1	1		長久手市みんなでつくるまち条例の前文や第4条「協働の原則」、第10条第3 項「協働」の規定に基づき、ご指摘の箇所を「行政主導のまちづくりから、市民 と行政が協働する市民主体のまちづくりへ」に修正しました。

÷		意見	見区分			
意見番号		基本 目標	政策 施第	頁	意見内容	市の考え方
7				2	位計画は「基本構想」か「長久手未来まちづくりビジョン」か。 (説明)当然最上位計画は、議会の議決を経る「基本構想」であり(p3)、目標年次は2028年である(p5)と理解するが、「2050年に向け、市民主体のまちづくり文化を育む種を蒔こう!」(p1)など、「長久手未来まちづくりビジョン」が最上位計画であるかのような表現がトップにきているので確認する。	
8	第 1 章	とは	くて未来図画の位置づ	3	い。「創生総合戦略」はもともと総務省の指示もあり、各自治体が人口増加を期待させる予測を行ったものである。そもそも「整合を図る(p2)」ことは無理な構想である。したがって、関連する記述を次の例示を含めてすべて削除する。「人口減少対策に向けた『長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しており」(p2)、「ながくて未来図の位置づけ」(p2)の図の修正、「長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略とは」以下5行(p3)の削除。 (説明)創生総合戦略の予測通りだとすれば、2040年には人口7万人近くなる。そうなれば、保育所・学校、宅地、	ご指摘のとおり、本市の人口ビジョンについては、「2040年に合計特殊出生率が2.07に回復する」という国の長期ビジョンと同じ設定で算出しています。本市の総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、本市の特性に合った、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた2015(平成27)年度から5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめています。まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口ビジョンを踏まえた計画であるため、1冊にまとめていますが、総合戦略と人口ビジョンは、別々のものとして整理しています。第6次総合計画では、人口ビジョンではなく、総合戦略に掲げられた施策において整合を図っているため、人口ビジョンの記述はしませんでした。
9				3	該当箇所 ながくて未来図と分野別計画の関係図「長久手市土地利用計画」が「都市計画マスタープラン」の上位計画とされる理由を教えてほしい。 (説明)「長久手市土地利用計画」が、国土形成計画法に基づくものであることは承知しています。ところが、この長久手市の「計画」には、「愛知県土地利用基本計画書」2017.3における市街化調整区域・市街化区域の区分を変更する内容が含まれています。一部分ですが県の計画書を「基本とする」ものではない状態になっています。つまり、「愛知県土地利用基本計画書」が改訂されるまでの一連のプロセスの中での暫定的な文書と理解できます。この暫定的な文書を上位計画であると言えるのか、愛知県の基本計画が改訂されなければ上位計画、「決まっている計画」と言えないのではないか。都市計画・土地利用計画関係の法体系の理解をご教示ください。なお、土地利用計画、地域福祉計画、教育振興基本計画の3計画のみ上位計画とされているが、それでよいのか。たとえば各部署にわたる計画である「長久手環境基本計画」は上位計画ではないのか。表記の仕方として、例示で	2017(平成29)年度に策定した第3次土地利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市における土地利用に関して必要な事項を定めており、愛知県国土利用計画を基本とし、各種計画と整合を図りながら策定しました。なお、今後策定予定の都市計画マスタープランや緑の基本計画は、土地利用計画を踏まえて策定することになるため、土地利用計画を都市計画マスタープランや緑の基本計画の上位計画として位置づけています。同様に、個別計画の方な、他の個別計画の指針としての性格をもつ計画を上位計画と位置づけました。なお、環境基本計画については、他の個別計画の指針としての性格があるため、上位計画としての位置づけに修正しました。また、「ながくて未来図と分野別計画の関係」の注記として、「主な計画のみ記載しており、各政策に関連する個別計画は、第4章基本計画の政策ごとに関連する個別計画を記載しています。」という記述を追記しました。

意見		意見	見区分																											
番号	章	基本 目標	本 政策 施策 頁	頁	意見内容	市の考え方																								
10			·		4	長久手市の未来図について、 基本構想―政策、 基本計画―施策、 アクションプラン―事業 が丁寧に纏められており、要点が大変分かりやすく、具体的に述べてられていると思います。	ご意見いただき、ありがとうございました。																							
11			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	基本目標・政策・施策についても、具体性がなく、抽象的な表現が多すぎる。	第6次総合計画は、本市が目指す10年後の将来像を描き、その将来像の実現のための取り組みを示す「まちづくりの指針」となる計画であることを踏まえ、具体的な方策については、アクションプランや各分野の個別計画で明記していくことになります。
12	ï	2 なが とは (2) 計画			4	4-1(質問)『市民まちづくり計画』の策定主体は誰か(注:「策定主体は市民」という回答では『誰』かがわからない)、策定プロセスの管理は誰が行うのか。「市民アクション」は、市民と行政(職員)が協働で行うのか、市民だけで行うのか。市民アクションに助成金等は支出される可能性はあるのか(まち条例14条との関連で)。素案では『市民まちづくり計画』は10年続くものと想定されているが、現状からみて継続的活動はとても期待できないと思うがどうか。  4-2(予備的修正意見)仮に、4-1の見解として「市民主体」「10年の計画」「助成金は出ない」という主旨の回答であれば、「市民アクション」のみの記述を残し、『市民まちづくり計画』に関する記述は削除する。仮に「計画」であるなら、だれがPDCAするのかなど、ややこしいだけではないか。 (説明)市民の主体性、市民の行動計画を、行政や法令が定めることは、そもそもおかしいということにそろそろ気づいてほしい(政治家としての市長が所信として述べることは問題ない)。行政が計画書をつくればそれに従って市民が主体的に動くとしたら、どこかの国のように空恐ろしいことだと私は思う。	市が発行することになります。 市民アクションの実施については、市民が行うことを前提としていますが、取 組内容によっては、行政と協働で行うこともあると考えています。 市民アクションへの支援については、長久手市みんなでつくるまち条例第14																							
13					4	(修正意見) 該当箇所 p4上4行 「『市民まちづくり計画』をつくりました。」とあるが、聞いていない。市民アクションプランについて話し合っているだけではないか。あれを「計画」と呼ぶことが適切か。 (説明)参加している当人として個人的すぎる感想であるが、穴があったら入りたくなる。	市民まちづくり計画については、2019年3月に、総合計画と合わせて、策定する予定であり、現在冊子を取りまとめる作業を行っています。																							

- 立日		意見図	☑分			
意見 番号	章	基本   政	策施	策頁	意見内容	市の考え方
14	第1章	2 ながくて とは (3) 計画の期		5	るか。「5年」と限定された中間見直し手続きを変更できるか。また、市長が交代した場合新市長は自らの政策・所信にあわせて計画の内容を変更できるか。さらに、毎年行うとされている進捗管理プロセスを変更できるか。 (説明) 各種の中・長期計画等が毎年数多く作成されるようになり、その進捗管理と計画相互の調整が、かつてないほど難しくなっている。計画相互の内容に齟齬が生まれているが、結局あいまいなままその場限りで事実が進行しているように見える。つまり、数えきれない行政計画を作るために、かえて計画を無視したその場限りの行政運営が行われている。改善方法の一つは、計画年限や進捗管理を柔軟にすることである。年限を固定することは特に差しさわりが大きく、混乱するのではないか。また、長の交代や社会の大変動があった場合、柔軟に対応できる計画としておく方法も考えられる。たとえばこの素案では、まち条例による進捗管理(条例に沿って進捗しているか)が行われた翌年、基本計画の進捗管理が行われることになる。さらに各種の計画の進捗管理も加わる。各種計画の策定(改訂・見直し)と進捗管理のために、職員は膨大なエネルギーを浪費しているのではないか。無駄である。そもそも日本の財政の仕組みでは、毎年度の予算の策定・執行プロセスこそが行政の中核プロセスであって、各種の計画は単年度予算の欠点を補うために策定されるようになったものである。民間企業の経営手法とは大きく異なる。極論を言えば、各種の計画は現状の変化に柔軟に対応できるものであるべきだ(したがってPDCAが行政評価に適しているとは限らない)。計画策定プロセス・進捗管理プロセスに職員と市民のエネルギーを浪費する(浪費だと感じるから市民は参加しなくなる)のではなく、実行プロセスに資源を投入するべきである。特に、長が交代した場合、新市長の政策・所信との整合性の取り方が極めて難しくなっている。一方ではまち条例(8条)により実現努力義務を課せられ、他方では現市長が第5次総合計画を改変してしまった事実、実績があるからである。いっそ、柔軟に変更しうる総合計画としてしまってはどうか。	基本計画の内容については、計画期間内での変更は考えていません。なお、基本計画で示した施策にひも付く事業をどのように実施していくかの行程をまとめたアクションプランについては、毎年度の進捗管理の中で、新しい要素を加えたり、見直しを行ったりすることで、柔軟な計画の推進を図ります。 計画的な推進のためには、予め計画期間を定めておく必要があると考えるため、ご指摘の点については、修正しませんでした。
15				5	以内	基本構想、基本計画については、長期的視野に立った計画とするため、10年としています。アクションプランについては、どの年度にどのように実施するかを5年期間で明記したものです。
16		2 ながく とは (4) これま 久手市に 合計画	での長	6	「 <u>幸せを感じられる</u> まちづくりを展開し、 <u>まちづくり協議会</u> の設立や <u>地域共生ステーション</u> の整備を進めました。」と表現されているが、5次総合計画で下線のような施策が書かれていたか?(5次総の文言の検索確認をしていないが・・・)。書かれていないことを「やりました」というのではなく、市長の所信に沿って手続きを経ずに計画が修正された経過を正直に堂々と書くべきではないか。市長の政治的信念であるのなら、何故経過をごまかすのか。	「まちづくり協議会の設立」や「地域共生ステーションの整備」については、それぞれ、第5次総合計画の「基本方針5基本施策2(4)地域の課題に対応できる地域コミュニティーの支援・育成」、「基本方針5基本施策2(2)コミュニティー活動拠点の整備」に位置づけられており、これらの施策にひも付く事業として、実施計画において予算化し進めてきました。以上のことから、第5次総合計画に基づき、実施した事業として位置づけているため、第5次総合計画の説明として明記しました。

### 〇第2章 長久手市の状況

		_			T	
意見						
番号	章	基本 目標	政策 施第	<b>東</b>	意見内容	市の考え方
17	第2章	1 長/2 まく社 3	く手市をとり 会補流	) 7 5 8	年、活動数値を把握し、評価・検証を行う中、いつでも正しい選択が行えることが必要になります。下記の3項目を付け加える事を提言します。 ・SDGs 『拡大版SDGsアクションプラン2018』を決定。同『アクションプラン』は、総理指示も踏まえ、G20等を開催する2019年に向けて構築・発信していく日本の「SDGsモデル」の3本柱、①SDGsと連動した官民挙げた「Society 5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、③SDGsの担い手である次世代・女性のエンパワーメントに沿って政府の取組を更に具体化・拡大、オールジャパンでSDGsを推進することにより、持続可能な成長を実現し、その豊かさと幸せを皆で共有する社会を本気で創っていく、SDGsを日本の未来を創る国家戦略の主軸に。 ・「Society(ソサエティ)5.0」「狩猟社会」「情報社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会、それが「Society(ソサエティ)5.0」です。第4次産業革命によって、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらしていきます。必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会。経済活動の「糧」が変わる、21世紀のデータ戦動型社会では、経済活動の最も重要な「糧」は、良質、最新で豊富な「リアルデータ」。データ自体が極めて重要な価値を有することとなり、データ領域を制することが事業の優劣を決すると言っても過言ではない状況が生まれつつある。行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる原則に抵力から「データ」への下、公の個人認証システムの普及と利便性向上により、様々なライフイペントや事業活動を巡る行政手続等において、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減します。 ・情報化時代に求められる「多様な個性が長所として肯定され活かされる教育」への転換全てのニーズや課題に学校だけで対応しようとするのではなく、学校外の様々な関係者、関係機関・団体等との協働、連携も含め「社会全体、地域全体で全ての子供達の力を伸ばす」という発想に立つことが重要である。今後の社会の変化と教育のあるべき姿を考えれば、これらの状況にある子供達も含め、他の子供達と違うことを「駄目なこと」と見るのではなく、むしろ「多様性ダイバーシティ)」という観点から日本社会にとって必要である。社会の在り方とした見るのではなく、むしろ「多様性ダイバーシティ)」という観点から日本社会にとって必要である。社会の在り方として積極化りまな、むしろいのよりにははせる学校教育へと転換する必要がある。社会の在り方として積極のに認め、サイル・シティ)」という記述はよりではなく、むしろいのはなく、サイル・シティ)」というははなく、むしているのではないないます。	環境保全といった施策が掲げられており、第6次総合計画にもいくつか関連する取組がありますが、SDGsに関する具体的な記述については、今後、策定を予定している個別計画において、本市のまちづくりとして、できることを検討していきたいと考えているため、「第2章の1長久手市をとりまく社会潮流」にSDGsの内容を追記しました。Society5. Oについては、「第2章の1長久手市をとりまく社会潮流の(8)情報化・デジタル化の進展」の中で、「AI(人工知能)やビックデータ等の活用により、人々の日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。」とあり、Society5. Oに関する記述があるため、追記しませんでした。「多様な個性が長所として肯定され活かされる教育」については、2015(平成27)年度に策定した長久手市教育大綱の3つ目の教育方針として、「多様な人々の存在や価値を認め合い、まざって暮らす」ことが掲げられており、誰も排除されることなく存在を認められ、夢や生きがいを持って自己実現を図ることができるような教育を推進していくことが明記されています。具体的な取組については、現在策定中の市教育振興基本計画の中で検討を進めているところであるため、第6次総合計画の「第2章の1長久手市をとりまく社会潮流」には、多様性を尊重する教育に関する内容を追記しませんでした。
18		2 長ク性と課	人手市の特 題	23		市民ワークショップや団体ヒアリング等で伺った意見のほか、本市を取り巻く社会潮流、人口推計等の各種データ、市民意識調査の結果等を踏まえ、いくつかのキーワードを抽出しました。抽出したキーワードをさらに6分野に整理し、6つの分野の根底となる市政運営の分野を加え、7つの分野にまとめました。特性と課題を7つの分野ごとにまとめ、その結果を踏まえ、基本構想、基本計画を策定しました。

### 〇第3章 基本構想

<u> </u>	早 至		<i>·</i> ·		1																							
意見																												
番号		基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方																					
19				2	2	2	2-	2	2	2-	2	24	24	24	24	24	24	2	2-	24	24	24	24	24	24	24	いので修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。	幸せの定義は、様々であるため、定義はしませんでした。なお、幸せという主観的な表現があったとしても、第6次総合計画には、10年後の目指すべきまちの姿やそれを実現するための手段を明記したものであり、特段の支障はないと考えます。
20	第3章	1 将来像																24		共生の定義は、「地域共生」「自然との共生」のほか、「多文化共生」「異質性を認め合う共生」「市民と市との共生」等があり、様々であるため、定義しませんでした。なお、将来像においては、特に「地域共生」と「自然共生」のことを強調しておりますが、文脈上、特段の支障はないと考えます。								
21			24	24	「共生」について次の基本構想では将来訪れるであろう、市の課題として、「超高齢化社会の到来による、要介護者の増加、孤立死の増加、社会保障費の増加」と「人口減少社会の到来による税収の減少等」への対応が求められると述べられております。 続いて、こうした状況には「行政だけでは太刀打ちできず」、「地域で共生するまち」にしていくことが重要であると記しておられます。 そして、提案されている「共生」は、基本目標1、2、4、5の「地域生活の共生」、基本目標1,2、4、5の「地域生活の共生」、基本目標1,2、4、5の「地域生活の共生」、 基本目標3、7の「市政との共生」、 基本目標6、7の「市政との共生」、 ということです。その市政の目標に「共生」を旗印に掲げることに大きな違和感を捨てきれません。 そうなりますと、「共生」という言葉が重要になります。疑問は「共生とは何か?」、「共生とは具体的に何をすることなのか?」ということです。 広辞苑によれば「共生」とは①「共に所を同じくして生活すること」、②「別種の生物が一所に棲息し、互いに利益を得て共同生活を営むと考えられる状態」とあります。つまり、「共に生きる」、「共同生活」、「共同労働」、「共同責任」のような考え方でしょうか? あるいはそのすべてでしょうか? あるいは「共同ポランティア」、「勤労の自主的奉仕」、「ボランティア活動」でしょうか? 市民は混乱します。 長久手市の総合計画に使われている、「共生」とはどういう意味なのかということです。最初の「基本構想」で「共生」を定義しない限り、「市政に携わる方々」の間、「市役所の役人と市民」の間、「個々の市民」の間、で「共生」の解釈が違ってしまう恐れがあり、場合によっては混乱する可能性を否定できません。 私の意見として、最初の部分で「共生」を定義されることを求めます。																							

<b></b>		意.	見区分			
意見 番号	章	基本目標	政策 施	策員	意見内容	市の考え方
22	第3章	1 将5	<del>-</del>	24	①全体を通じて "共生"することで幸せな「物語」がうまれる! との内容が基本構想の根幹にありますが、"地域で共生"という、そこに生まれるのは幸せな物語ではなく、自分でしなさい! の自助、近隣住民で解決しなさい!の共助ではないでしょうか。 公の助けは当てにしないでください! という、自治体本来の役割を放棄した社会ではないでしょうか。 ②具体的な修正案 <u>段落の3つ目</u> (a) 1行目→「行政だけでは太刀打ちできず」の表現は、行政の責任放棄と読み取れる表現で、市民=納税者からみると不適切ではないでしょうか。 次のように修正して欲しいです。「行政と市民の協働の取り組みが必要と考え、そのために・・・」 (b) あちこちに「幸せの・・・」という言葉が出てきますが「幸せ」は強要されることではないので全て削って欲しいです。	基本構想の将来像は、本市の10年後の目指すべき姿を記述したものであり、将来像に記述された課題に対応するための施策を推進していくためには、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、助け合い支え合える「地域で共生するまち」を念頭において、取り組んでいく必要があると考えています。 当然のことながら、行政としてすべき法定業務等については、適切かつ着実に実施していくため、関連する記述は、修正しませんでした。また、「幸せ」という文言については、「幸せのモノサシづくり」や「長久手市みんなでつくるまち条例」の目的の中でも使われており、これまでの市政運営を踏襲しているものであり、本計画でも「地域で共生するまち」を目指すことで、「多くの市民が幸せを実感できる幸福度の高いまち」を実現したいと考えているため、関連する記述は、修正しませんでした。なお、基本目標ごとの事例を物語として、まとめていますが、事例以外のそれぞれの物語も想定しながら、副題を~そして、物語が生まれる~としました。
23				25	例)基本目標の頭へ次の言葉を入れる。 「私たち市民は、将来像を目指し、次の基本目標を掲げ、その達成にとりくみます。」 里由 私たち市民が 目標を掲げ 取り組む のだという気持ちを強く表すことがよいと思う。 今の状態(全体を通して)は、自分たち市民が取り組んでいくというインパクトがあまり感じられない。	将来像を目指し、市民主体で第6次総合計画を推進していくことについては、『第5章の1「市民主体のまちづくり」の実現に向けて』の中で明記しているため、ご指摘の内容を基本目標の冒頭に追記しませんでした。
24		2 基2	₹目標	2 4 5 3 8	いので修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。	

辛日		意見区分					
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
25		2 基本目標		基本目標		いので修正する。6-1以下は例示であるが、総合計画書全体を点検してほしい。	「ながくて未来の物語」については、10年後の本市が目指す姿を多くの市民に知ってもらい、イメージしてもらいやすくするため、分野ごとに1つの事例を物語形式にしたものであり、市民の皆さんと一緒に検討してきた基本構想の一部であるため、削除しませんでした。
26	第3章					「第3章 基本構想」の「基本目標1」〜「基本目標7」の各項目にある「ながくて未来の物語 〜この分野での2028年の理想の姿を描いた物語〜」は現実を見ていない妄想で、基本目標に不適切です。削除すべきと思います。 「第3章 基本構想」の「基本目標1」〜「基本目標7」の各項目にある「ながくて未来の物語 〜この分野での2028年の理想の姿を描いた物語〜」は、将来のイメージを持ちやすくするための工夫された記載かと推測しますが、実感がわかず、違和感を感じるという感想を持ちました。当然とはいえ、「具合の良いことばっかり書いたる」ので、素直に受け入れられないんだと思います。	
27	7	基本目標1(人づくり)	政策1 地域共生を支える人づくり		26		第4章基本計画「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」(計画書本編P44)において、ご近所での見守りや声掛け、高齢者の生活の手助け等の活動に主体的に取り組む市民の発掘の方向性を明記しています。具体的には、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービス・支援を把握したり、生活のちょっとした困りごとなどを地域で支え合って解決できるよう、生活支援サポーターを養成する等、市民主体の地域の支え合い体制づくりに取り組んでいきます。また、市社会福祉協議会においては、見守りサポーターを養成し、高齢者や子ども、障がいのある方等の見守りの必要な方への地域住民による見守りや声かけの推進に取り組んでいます。なお、「基本目標1政策1地域共生を支える人づくり」の上から1つ目の項目について、「…ご近所での見守り活動等に取り組みやすい環境づくりをすることで、地域の担い手を増やしていきます。」という記述に修正しました。また、第4章基本計画「基本目標10項目について、「第4章基本計画「基本目標10項目について、「諸もが、ご近所での見守りや声掛け、高齢者の生活の手助け等の活動に取り組み、地域の担い手として活躍できるための環境づくりに取り組みます。」という記述に修正しました。

÷ E	- □		見区分				
番号		基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
28		基	ち合うまちづくり 政策2 子どもを通じて育て合い育			はないか。転勤も多い中、近居・同居を促進とは現実的でない	人が居住地を移動する機会は、それぞれのライフステージや住居に対するニーズによって異なりますが、本市においては、「大学等への入学」や「結婚」のほか、「住宅の購入」をきっかけに転入される方が多い反面、本市で生まれ育った子どもが、就職をきっかけに転出される方も多い傾向にあります。そういった状況の中で、就職を理由に転出された方が、「結婚」や「住宅購入」時に、子育て世代とその親世代との同居や近居を促進することにより、子育てしやすい環境をつくるとともに、本市に定住していただければと考えています。なお、以上の点が分かるように、「基本目標2政策2子どもを通じて育て合い育ち合うまちづくり」の上から2つ目の項目及び第4章基本計画「基本目標2政策2施策(2)身近な地域で子育てしやすい環境づくり」の項目について、「子育て世代とその親世代との同居や近居を希望する人を支援することで、市内での定住人口の増加を図るとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。」という記述に修正しました。
29	第3章	本目標2(子ども)			28		乳幼児親子の居場所づくり等としては、児童福祉施設が大きな役割を果たしています。保育園では、未就園児とその保護者を対象に、他の子どもと関わって遊ぶ経験をしたり、保護者同士の交流を目的とした「たけのこクラブ」を実施しています。また、市役所西庁舎にある子育て支援センターにおいても、子育て親子への交流の場を提供しているほか、乳幼児とその保護者を対象とした育児講座等を実施しています。また、小学校区ごとに設置している児童館では、乳幼児親子向けのプログラムや育児相談を実施しています。なお、第4章基本計画の「基本目標2政策2施策(1)地域の子育てネットワークづくりの推進」の中で、地域での子育ての悩み相談や情報交換、仲間づくりの取組の方向性が明記されています。また、同項目では「市民活動団体等が行う子育てサロンを支援」することも記述されており、こうした取組を通じて、乳幼児親子の居場所を確保を図っていきたいと考えています。
30			_	_		ボール遊びが禁止され、子どもの挨拶の声がうるさいと言われるようなまちで子どもが健全に育つとは思えない	公的な子育て支援サービスの充実も必要ですが、いただいたご意見のとおり、子どもに寛容で、地域全体で子どもを育む地域風土の醸成も重要であると考えています。 第4章基本計画の「基本目標2政策2施策(1)地域の子育てネットワークづくりの推進」の中で、地域全体で子ども達の成長を支えるための取組の方向性について、明記していますが、地域が子どもに関わっていく取組を充実することで、こうした風土の形成に繋げていきたいと考えています。

- 中		意	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
31		基本目標3	然との共生 政策1 万博理		30		ニノ池湿地群は、ニノ池上流の谷一帯が湿地となっており、市内の湿地としては規模の大きなものであるため、保全を想定する湿地の代表的なものとして名称を明記しました。
32		(自然環境)	念を継承した自		30		市東部の緑地の保全や市西部の市街地における緑の創出に取り組んでいきたいと考えており、「基本目標3政策1の施策(1)豊かな自然環境の保全・活用及び施策(3)まちの緑の創出」にそのことを明記しています。
33	第3	基本目標4(生活)	みんなで解決 政策2 地域の課題を				市としては、話し合いの場をつくり、市民同士が知り合うきっかけをつくることにより、市民同士が助け合い、支え合える地域づくりを推進していきたいと考えています。 また、このことは、『第5章1(1)市民が「知り合う」きっかけをつくる』にも明記しています。
34	章	基本	すい環境の整備政策1 外出しや				ご指摘の箇所については、現在策定中の第2次地域公共交通網形成計画と整合を図るため、「高齢者等の交通弱者に対応した公共交通サービスの提供」という記述に修正しました。
35		目標6(都市経営	環境の形成 ひまるして				ご指摘の箇所は、長久手中央地区及び公園西駅周辺地区の記述であり、既 に土地区画整理事業として進めているため、修正しませんでした。
36		1)	て心地よい生活	_	36	該当箇所 p36上11行 「公園・緑地の整備」を、「公園・緑地の整備と保全」に改める。	公園の保全については、次に続く「老朽化した都市基盤施設等の長寿命化」 に、その趣旨も含まれており、緑地の保全についても、「基本目標3政策1万 博理念を継承した自然との共生」に明記されているため、修正しませんでし た。

<b></b>		意	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
37			政運営 効果的な	_	38		ICTを活用し、効果的かつ効率的な市政運営を推進していくうえで、地理情報システムは今後幅広い活用が期待できるため、あえて施策として掲げています。
38	第3	基本目標7(	かつ効率的な市	_	38		ご指摘の箇所については、「基本目標7政策1効果的かつ効率的な市政運営の上から3つ目の項目」にある〜情報通信技術(ICT)の活用、の後に「積極的な情報公開、」という記述を追加しました。
39	<b></b>	市政運営)	仕組みづくり 政策2 柔軟な市政に向けた	_	38	該当箇所 p38上11行	今後、超高齢社会が訪れる本市において、高齢者をはじめとする多様な世代の人が、歩いて暮らすことができる環境を整備していく必要があるため、地域の活動拠点となる地域共生ステーション等で市民サービスを享受できることをイメージしていますが、具体的な方策については、今後検討していくことになります。

# 〇第4章 基本計画

	意見区分						
意見 番号	章	基本目標		施策	頁	意見内容	市の考え方
40		_	_	_	4 3 5 6 9	この表現は、役所的なイメージが感じられる。 この基本計画は、市民のための目標であり、市民が取り組むものとするなら、もう少し親しみのある表現がよいと思う。	第6次総合計画は、本市が目指す10年後の将来像を描き、その将来像の実現のための取り組みを示す「まちづくりの指針」となる行政計画です。なお、政策とは、基本目標を実現するために「すべきこと」をまとめた取組の基本的な方向性であり、施策とは、政策を実現するための取組内容を示したものです。これらのことは、「第4章基本計画3各政策を実現するための施策ページの見方」に明記されており、一般的に使われている文言であるため、修正しませんでした。
41			政	施	44		本市においては、現在、概ね小学校区単位のまちづくり組織の設置に取り組んでいるところであり、それ以外の新たなまちづくり組織の設置には取り組んでいません。なお、「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」の上から1つ目の項目に、概ね小学校区単位のまちづくり組織に関する記述があり、長久手市みんなでつくるまち条例第12条の規定でも定義されています。また、自治会については、長久手市みんなでつくるまち条例第11条の規定で、自治会は地域活動団体に含まれることが定義されており、同施策の上から2つ目の項目に、地域活動団体に関する記述をしています。以上のことから、概ね小学校区単位のまちづくり組織と自治会の整合が図れていると考えます。
42	第 4 章	基本目標1(	策1 地域共	漁策(1) 地域の担い		担い手づくりの具体的な施策がほしい。 例①市民主体のまちづくりに関心のある30~40代を対象とした研修会の開催 例②各小学校区まちづくり協議会のメンバー同士の情報交換会の開催 例③中・高生対象の「地域における住民主体のまちづくり」に関する出前授業の実施	本市においては、現在、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を推進役として、地域課題を市民自らが、解決していける地域づくりを進めています。今後の具体的な方策については、アクションブランや各分野の個別計画で明記していくことになりますが、ご提案いただいた内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43		人づくり)	生を支える人づくり	手づくりの推進	44	政策1の 施策(1)2行目 「発掘する」という言葉はなんとなく上から目線なので→削除 「協力を得る」に変更	「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」の上から3つ目の項目について、「誰もが、ご近所での見守りや声掛け、高齢者の生活の手助け等の活動に取り組み、地域の担い手として活躍できるための環境づくりに取り組みます。」という記述に修正しました。
44						市が洞地区まちづくり協議会と同区自治会連合会の関係本年11月25日に、「市が洞小学校区まちづくり協議会」が発足しました。同様の協議会として、すでに西小学校区まちづくり協議会が活動しております。将来は、市内の他の4つの小学校区にも設立されると聞いております。ここで、設立された私共の小学校区や残りの他の4つの小学校区にはすでに自治会連合会が存在します。一方、西小学校区には自治会連合会がありませんので、市が洞小学校区まちづくり協議会は「すでに自治会連合会が存在している」地区にできた初めてのまちづくり協議会と言えます。 長久手市に設立されるまちづくり協議会の民主的運営と明朗会計を担保した協議会規約の下で、進めていただくように切にお願いしたいと思います。	まちづくり協議会については、「基本目標1政策1施策(1)地域の担い手づくりの推進」の中で、概ね小学校区単位で設置することを目指しています。まちづくり協議会の適正な運営について、市としても支援していきます。

辛日	意見区分						
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
45				動の場の整備と活用施策(2) 地域における活	44		り、老人憩いの家や集会所等の運用に関する具体的な方策については、今後検討していきます。
46	第 4 章	基本目標1(人づくり	1 地域共生を支える	参加しやすい環境づくり施策(3) 市民活動や地域活動に			ご提案いただいたfacebook等のSNSによる若い世代へのイベント周知については、市が管理する既存のSNS媒体を活用して、情報発信を実施していきます。
47			人づくり		45		「基本目標1政策1地域共生を支える人づくり」の成果指標として、「過去3年間に地域活動に参加した市民の割合」と「地域活動やボランティア活動、NPO活動に参加したいと思っている市民の割合」を設定しており、2026年度の目標値については、2016(平成28)年度分を含めた過去に実施した市民意識調査結果を踏まえ、算定しました。また、2016(平成28)年度に実施した市民意識調査では、「あなたやあなたのご家族は、過去3年以内に地域の活動に参加しましたか。」という質問に対し、「参加した」と回答した人の割合が53.6%でした。一方、「地域活動やボランティア活動、NPO活動に参加したいと思う。」という質問に対し、「そう思う、まあそう思う」と回答した人の割合が37.6%でした。なお、「過去3年間に地域活動に参加した市民の割合」の割合が大きくなっているのは、「自分や自分の家族」も含めた数字であることが考えられるため、「過去3年間に地域活動に参加した市民の割合」の指標名の前に、「自分や自分の家族が、」という記述を追加しました。

<b></b>		意	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
48			政	施 策 (1)	46	政策2の施策(1)1行目 「発掘」→削除 「づくり」に変更	「基本目標1政策2施策(1)高齢者に役割と居場所があるまちづくり」の上から1つ目の項目について、「高齢者の経験と知識をまちづくりに生かすための仕組みづくりに取り組みます。」という記述に修正しました。
49			気策2 「やってみたい」	あるまちづくり高齢者に役割と居場所が		高齢者人口増大が問題になっているが、私は「宝の山」の増大だと思っている。私は老人の方々に申し上げて居るのです。「私は、一生懸命に働き、苦労を重ねてきたのだから、余生は好きな事をして生きたいと思ってここまで来ました。しかし、一向に生き甲斐と言うものがない、これでいいのだろうか? と思うようになりました。そして子どもの頃学んだデンマークの「ゆりかごから墓場まで」の政策が失敗に終わった例を想起したのです。そこで、才知に乏しい私だが、経験を積み、思考を得てきたものを、私利私欲の為にだけでなく、世の為に自分の出来ることで尽くして行こうと決心をして生きています」と。その実践例が道路掃除・ゴミ拾い・川清掃です。静かに頷きながら聴いていただきました。一人でも、宝の持ち腐れに終わること無く、世の為につくす人が増えることを願っています。因みに、イギリスの街かどに「スピーカーズコーナー」があり、人が独り立てる程の台が設置されている。誰でも自由に言いたい事を喋れるという珍しい策です。	まちづくりに参加いただけるよう、多様な機会の提供、仕組みづくりに取り組ん
50	第 4 章	基本目標1(人づ	」が実現できる仕組みづくり	施策③ 誰もが活躍できる		男女共同参画も重点項目として進めたいことの一つです。16年前中学に入学する子どもの説明会で混合名簿の検討を要望したところ、今後も検討する予定はないと返答されましたが、今でも男女別の名簿が使われているようですね。小さい頃からの意識に働きかける環境づくりも大切と思いますのでそうした整備も望みます。	男女共同参画に係る中学校での名簿については、「基本目標1政策2施策(3) 誰もが活躍できる地域づくり」の上から6つ目の項目の中で、性別や世代、国 籍等による固定的役割分担や差別意識の解消の推進として記述されていま す。 なお、現在策定中の第3次男女共同参画基本計画では、「男女を区別する慣 習」を重点課題と位置づけ、男女混合名簿を広めていくとしています。 市内の小学校では、混合名簿が使われておりますが、ご指摘のとおり、中学 校では混合名簿の利用まで至っておりません。学校などにおける男女平等教 育の推進に向けて、中学校において引き続き男女混合名簿の整備に向けて、 働きかけていきます。
51		くり)	Í	る地域づ	46	長久手市個人店のビジネス特許アイデア早く(近年のビジネス特許を) 例:個人店アイデア例(喫茶店:花、草等を摘んでコーヒ等に入れる)	ご提案いただいた内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。
52			政策2 「やってみた	_		市と共生ステーションとの関係性はどうなっているのでしょうか?お互いはどのように連携を取っているのでしょうか?今後市民活動を続けるにあたっての相談窓口がどこかよくわかりません。 名称も(「たつせがある課」でも良いのでしょうが)「市民活動支援課」「協働まちづくり課」などの名称であれば、市外から転入してきた人にもわかりやすいと思います。市民活動が行いやすい市の体制作りをお願いしたいです。	むことができる体制づくりを進めており、地域の活動拠点となる地域共生ス
53			くりい 」が実現できる仕			ままに終わってしまいました。後悔先に立たずです。 「子ども育成はどのようにしていったらいいのか」の本・家庭の在り方などの講習があったらと思います。	子ども育成に関する本や家庭の在り方等の講習会は実施していませんが、市内6カ所にある児童館において、定期的に幼児教室を開催しています。また、幼児教室の実施に合わせて、児童館長による育児相談や保健センターの保健師による育児教室(まちの保健師)、幼児の体重測定等を実施する「のびのび計測出張」、子育てコンシェルジュの定期的な訪問により、子育てに関する情報提供や相談を実施しています。

辛日		意	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
54				_		ような一文がほしい。	子育て世代の家庭の支援については、保健センターや児童館、子育て支援センター、子育て支援課等等の各施設や窓口において、子どもの健全育成や保護者の悩み等の相談内容に応じて対応しています。また、地区社協では、子どもの居場所づくりに取り組んでおり、NPO法人においても、子ども食堂を実施しています。こうした取組を今後も継続していくことで、子どもが健全に育成し、その連携を図っていきたいと考えています。 技施策」と「子どもの健全育成」との連携を図っていきたいと考えています。 なお、以上の点が分かるように、「基本目標2政策1施策(1)子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進」の上から6つ目の項目について、「子どもの養育や就労、生活等について、様々な困難に直面している家庭が、自立した生活を営むことができるよう、総合的に支援する体制を整備します。」という記述に修正しました。
55		基本目標2(子ども)	政策1 妊娠から出産・	施策(1) 子どもたち一人		ず、全て市内の小中学校で個に応じた適切な教育を受けられるように、教育体制を整える必要がある。その際、大阪市立南住吉大空小学校の実践をモデルにして、地域の人的資源も活用した手厚い指導体制の構築を志向してもらいたい。	現在策定中の市教育振興基本計画では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、通級指導教室・特別支援学級等の多様な学びの場の環境整備や合理的配慮の提供を通して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に取り組むことを考えています。 第6次総合計画においては、「基本目標2政策2施策(1)地域の子育てネットワークづくりの推進」の中で、地域と学校が連携・協働する体制づくりに関する方向性を明記しており、具体的には、学校や保護者、地域がともに連携し、授業中における障がいのある子どもの支援等を行い、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進に取り組んでいきます。また、「基本目標2政策3施策(2)安心して子どもが過ごせる場の整備」の中で、安全・安心で快適な教育環境の提供に関する方向性を明記しており、具体的には、学校施設のバリアフリー化を段階的に実施していきます。
56			子育てまで	ひとりに応じ	48	上から4つ目の項目 道徳教育でいじめはなくならない。「いじめを生み出さない風土を作る」は言い過ぎ。	「基本目標2政策1施策(1)子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進」の上から4つ目の項目について、「いじめを生み出さないために、道徳教育や人権教育の取組を推進するとともに、心の相談員やスクールソーシャルワーカーの増員による相談・支援体制の充実を図ります。」という記述に修正しました。
57			の切れ目の	た支援体	48	道徳教育の充実とありますが、いじめに関しては人権教育とした方が相応しいのでは。	
58			ない支援	制の推進	48	上から7つ目の項目 幼保→小学校のみか?小学校→中学校の支援はないのか	「基本目標2政策1施策(1)子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進」の上から7つ目の項目について、「園児と児童及び児童と生徒の交流カリキュラムの充実や職員間の交流研修、保育園・幼稚園、小学校、中学校間の情報共有と積極的な就学相談を進め、保育園・幼稚園から就学・進学に向けて、切れ目のない支援に取り組みます。」という記述に修正しました。

<b>並</b> 日		意.	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
59	第4章	基本目標2(子ども)	政策1 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援	施策② 安心して出産できる環境の充実	48	上の子(2歳)は名古屋の保育園に入っていましたが、就労→産休→育休という理由で保育所に入っていました。しかし長久手では育休という条件では保育園を利用できず退所になりました。また、週1日ですが仕事をしているのですが、名古屋市では一時保育が生後57日目から利用可能でしたので下の0歳時の子供も公立保育園に預けて生後3か月頃から仕事をしていました。しかし長久手にきてみると、一時保育の利用の条件がかなり厳しく、例えば0歳児を預かれる保育所は1つしかなくしかも1名程度の枠しかないこと、3か月毎に申し込みをし直さないと利用できないこと、利用時間が9-16時の間しかないこと、不規則に入る仕事には利用できないこと、保育所の空きが少なく二人同時には入れないこと、長有所の空きが少なく二人同時には入れないこと、長久手市と各私設保育園との連携が不十分で長久手市と各保育園との両方に申し込まなければならないことなどがあり一時保育は到底利用できる状況ではなくなりました。	①生後57日目からの産休明け保育については、「基本目標2政策1施策(2)安心して出産できる環境の充実」において、保護者の就労形態や生活スタイルが多用する中で、保育園の移転等に合わせて、産後57日目からの産休明け保育の実施に取り組むことを明記しており、市内の認可保育園における、産後明け保育事業については、現時点で事業を実施している施設においては、面積の制約等があり、受け入れ児童数の増加などは難しいですが、今後、新たに保育園を整備する際には、一時保育のためのスペースを整備し、受け入れ人数の増加について検討していきます。なお、申込場所については、公営の保育園は一括でお受けしていますが、民営の保育園については、各施設の事業者が異なるため、統一して申込みをお受けすることができません。 ③認可保育施設への入所時における保育施設案内の優先度を定めている入所選考基準指数表については、毎年度見直しを行っているため、今後も必要に応じて変更していきたいと考えています。
60			い育ち合うまちづ政策2 子どもを通じ	ワークづくりの施策(1) 地域の子育	50	「おたすけたい」はあくまで子育て支援を目的としてほしい。高齢者の生きがい支援の推進を重視した「おたすけたい」は、子育て世代の負担となる	保育園と児童館の「おたすけたい」については、地域住民や近隣の学生(学生は、児童館おたすけたいのみ対象)に、保育園、児童館活動、児童クラブの補助、環境整備等のお手伝いをしていただく中で、園児や児童、幼児、子育て中の保護者と世代間交流を図るとともに、身近な地域で子育てを支え合う環境をつくることを目的に実施しています。高齢者のいきがい支援が目的ではなく、高齢者を始めとして様々な年代の方がこの事業に関わっていただくことにより、その結果として、高齢者の生きがいづくりの推進や、子育てを通じた地域のネットワークづくりができればと考えています。
61			つくり	(在ネット	50	「子育てサロンを支援」 ↓ ぜひお願いします!	ご意見いただき、ありがとうございました。

- 立日							
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
62					50	家庭の価値観による	人が居住地を移動する機会は、それぞれのライフステージや住居に対する ニーズによって異なりますが、本市においては、「大学等への入学」や「結婚」 のほか、「住宅の購入」をきっかけに転入される方が多い反面、本市で生まれ 育った子どもが、就職をきっかけに転出される方も多い傾向にあります。 そういった状況の中で、就職を理由に転出された方が、「結婚」や「住宅購入」 時に、子育て世代とその親世代との同居や近居を促進することにより、子育て
63			政策2	施策(2)	50	以上の文言がなく、疑問を持ちました。具体策は未検討ですか。促進の手段として行政が三世帯住宅への資金援助	しやすい環境をつくるとともに、本市に定住していただければと考えています。なお、以上の点が分かるように、「基本目標2政策2施策(2)身近な地域で子育てしやすい環境づくり」の項目について、「子育て世代とその親世代との同居や近居を希望する人を支援することで、市内での定住人口の増加を図るとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。」という記述に修正しました。
64	第	基本目標	子どもを通じて・	身近な地域で	50	3世代同居や近居を推進とあります。もちろん祖父母など親族が子育てを応援し皆で見守ることに異を唱えるものではありませんが、行政が推進するのはあくまで公共の整備で同居や近居を推進、とするのには違和感を感じます。同居や近居をしたいと思っている家族の支援、が妥当ではないでしょうか。	
65	章	2 (子ども)	育て合い育ち合う	子育てしやすい環	50	「3世代同居や近居を促進」 ↓ 子育て世代は転勤族、全国から長久手へ引っ越してきた人が多いので、この書き方だと言葉がたりないと思います。 説明会で、長久手で子ども時代からすごし家庭をもった場合のことを指していると聞きましたが、この文面ではそのように伝わらないと思います。	
66			っまちづくり	境づくり	50	「同居や近居を促進」 ↓ 上に挙げたことと同じで、「長久手で子ども時代からすごし家庭をもった場合」というのがわかるようにしてほしいです。	
67			,		50		地域の子どもたちの居場所づくりについては、市内の各小学校区に児童館を整備しています。児童館では、子どもに健全な遊び場を提供し、その健康増進及び情操を豊かにするために、工作、各種大会、幼児教室、料理教室等の毎月の行事のほか、遠足、人形劇公演、陶芸教室等の事業のほか、地域の人材を活用した事業を実施しています。現在、児童館整備として、長湫北保育園跡地に児童館を建設し、現在の下山児童館から児童館機能を移設することや、現農村環境改善センター多目的広場(グラウンド)において、上郷保育園、上郷児童館及び児童発達支援センターの一体的な整備に向けて事業を進めています。

<b></b>	意見区分						
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
68		基本	政策3 子どもの	施策()子ど			「基本目標2政策3施策(1)子どもが主体的に学ぶ機会の創出」の中で、子どもたちが、身近に文化芸術に触れ、体験することで、多様性や他者への理解を醸成するような文化環境の充実に関する取組の方向性を明記しています。文化芸術は、個性が認められることに価値を持つ分野であり、見る側がどのように感じ、解釈しても自由という、多様な価値が認められる分野です。文化芸術に触れ、多様な考えや価値を体感することにより、自分とは違う他者との関係性を深め、他者への想像力を豊かに育むことができると考えています。以上の点が分かるように、「基本目標2政策3施策(1)子どもが主体的に学ぶ機会の創出」の上から2つ目の項目について、「子どもたちが、身近に文化芸術に触れ、体験し、その価値観を認めることで、多様性や他者への理解を醸成するような環境の充実を図ります。」という記述に修正しました。
69	第 4 章	本目標2(子ども)	健やかな成長を支え	子どもが主体的に学ぶ機・	51		「基本目標2政策3施策(1)子ども主体的に学ぶ機会の創出」の上から1つ目の項目に、学校教育の充実に関する取組の方向性を明記しています。なお、現在策定中の市教育振興基本計画では、確かな学力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付け、主体的に学ぶ子どもの育成を目指しています。そのために、プログラミング教育を推進するとともに、大学・民間企業との連携を図っていくことを考えています。
70			る環境の整備	会の創出	51	授業の改革が一番大切である。まだまだ、教えよう教えようの授業が旧来より引き継がれている面が多い。教師が質問し、子どもが答える方式が多い。子どもの?や思考は一杯あるはず。子ども中心の授業が進行にして行けるとよいと思う。学校ぎらい、荒れる子供の誕生、イジメの誕生の原因は、授業が、そして何事も先生が横取りして居て、	小学校は2020年度から、中学校は2021年度から、本格実施される学習指導要領では、「主体的、対話的で深い学び」の充実を図ることが示されています。以前から、授業だけでなく学校教育活動全般において、児童生徒の主体性を重視した活動を進めていますが、今後も、学校が児童生徒中心の場となるよう、教職員研修の実施等の取組を行っていきます。

		意	見区分				
意見 番号	章	基本目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
71						【物的環境について】 特に運動場は土間が標準的になっているが、樹木・芝・花・土間等が整備され、大きな木々の下で運動できる場と し、身体的そして精神的保養のもととできる運動場にしたい。運動場の周囲にはあるが中央面にはない。	小中学校の運動場については、教育課程の学習項目に含まれるサッカーやキックベース等の球技や、全校での行事を行う場等として使用しています。中央面に、樹木や花を植えることは、これらの活動の実施に支障が出ることから、運動場の周囲等に設置しています。現在策定中の市教育振興基本計画では、自然と親しむ教育の推進を基本施策に掲げています。地域の自然環境等も生かしながら、豊かな感性、命の大切さ、地域の人との交流等の取組を進めていきます。
72	第4章	基本目標2(子ども)	政策3 子どもの健やかな成長を支える環境の整備	施策② 安心して子どもが過ごせる場の整備	51	おとなも子どもも、体の根っこは"食べたもの"でできています。 どんなにハード面を充実させても、待機児童が机上の数字でゼロになっても、	目の項目に、安全な食材の使用、地場産食材の活用、衛生面に配慮した調理により、安心安全な給食の安定的な提供に取り組むことを明記しています。なお、具体的な方策については、アクションプランや各分野の個別計画で明記していくことになりますが、ご提案にただいた内容については、毎月1回開催する「保育園献立委員会」や「捨食主任者会」で共有し、より安全な給食が提供できるよう努めていきます。また、使用する食材については、委託事業者から提出される成分表等により、添加物の有無、産地等を比較したうえで使用する食材を決定し、必要に応じて残留農薬検査等を実施する等、より安心安全な給食を提供していきたいと考えています。
73						上から5つ目・6つ目の項目 自園調理、地産地消は大切。ぜひ進めてほしい。	自園調理については、「基本目標2政策3施策(2)安心して子どもが過ごせる場の整備」の中で、今後改修する保育園での自園調理や地場産食材を活用した給食の提供に関する取組の方向性を明記しています。地産地消については、「基本目標3政策2施策(1)農の活性化に向けた支援」の中で、地元農産物を活用した保育園・学校給食の提供やあぐりん村への出荷販売の拡充することが明記しており、今後も取り組んでいきます。

<b>*</b> -		意.	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
74			成長を支える環境の整備政策3 子どもの健やかな	_		を目指しているかわからない。	基本計画には、成果指標(アクションプランを推進した結果、「政策」で目指す目標に近づいているかを測る実績数値による定量的な指標)を、アクションプランには活動指標(アクションプラン事業の実施状況を把握するための取組ごとに設定する指標)を設定しています。「基本目標2政策3子どもの健やかな成長を支える環境の整備」の進捗状況を把握する指標として、「小中学校の教育内容や教育環境が充実していると思っている市民の割合」を設定していましたが、設定した指標が小中学校に限った指標であるため、「子育てや教育に関するサービスや施設が整っていると思っている市民の割合」に修正しました。また、同政策に掲げる「子どもの健やかな成長」を測るための指標として、「地域の子どもたちが、のびのびと育っていると思っている市民の割合」を追加しました。
75			_	_	_	国家百年の計は教育にあり、と言うように、子どもを健全に育成することはまちづくりに欠かせないはずなのに、指標が大雑把すぎる。もう少し細かく目標を定めるべき	
76	第 4 章	基本目標2(子ども	_	_	_	長久手市は子育てに力を入れており、若い人や子供も増えている未来ある市だと思いますが、残念ながら歩きタバ	健康づくり」の中で、生涯を通じた健康づくりに関する取組の方向性が明記されており、健康増進法の一部を改正する法律の規定に基づき、受動喫煙対策の推進に取り組んでいきます。
77		<b>も</b> )	_	_	_	ここに必要不可欠な【ソフト面】と【マンパワー】についての政策が示されていないように思います。	記されていませんが、市役所職員と同様、現場職員においても、一人ひとりが意欲的に勤務し、人材育成できるよう、可能な限り適正な人員を配置するとともに、市役所と現場職員とのコミュニケーションを密に図り、常に現場の状況把握に努めています。また、健全な現場環境づくりに向けて、個々の職員のメンタルヘルスケアにも取り組んでいます。小中学校の教職員の支援については、現在策定中の市教育振興基本計画に

<b>#</b> -		意見	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
78				環境の保全・活用施策(1) 豊かな自然	_	何処の山を見ても、緑一杯で世界に誇れる山々です。しかし、放置している山々は、竹藪によって自然林・雑木林が 占領されてしまいっています。竹林は、地表浅く根を張り木々を衰えさせていくのです。だから、大雨が降ると土砂崩 れの原因に繋がります。日本中どこへ行ってもこの山々が訴えています。是非、市が先駆者になって、早急に対応し て戴きたい。難しい金銭問題がありますが、この件は無視をして過ごすべき問題ではないのです。事故が起きてはじ めて歩道を作ると言う様な後手政策にならぬようにして戴きたい。山の持ち主は、自然被害防止策の責任があるの です。策とは、竹やぶの整理です。	「基本目標3政策1施策(1)豊かな自然環境の保全・活用」の中で、森林や竹林を活用した取組の方向性が明記されていますが、本市においては、2016(平成28)年度から地元団体による竹林整備や平成こども塾のプログラムでの竹林整備を行っているところであり、今後も、引き続き取り組んでいきます。
79			政策1 万博理念を継承	持つ地域づくりの推進施策(2) 自然に愛着を	53	大人向けにも平成こども塾等での自然体験プログラムの実施してまずは大人に交流を通して長久手の自然に愛着を持ってもらう。	平成こども塾では、年に1回、大人向けの創作プログラムを実施しており、大人同士の交流や親子での体験活動を共有することにより、保護者にとっても、より一層本市の自然に愛着を持ってもらえると考えています。また、今年度策定予定の里山基本計画の中で、大人が自然に親しみを持って参加できる取組を検討しています。
80	第 4 章	基本目標3(自然環	承した自然との共生	施策4 水辺に親しめ	53	香流川について 香流川の自然回復し、親しまれるようにするのもよいが、次の方法により香流川が市民にとってさらに親しみやすく、 利用しやすくなると思う。 名古屋市の境からできるだけ上流へ、のり面に芝桜、またはヒガンバナ等をベルトのように植え、開花時には市内外 から見物に訪れ、長久手市の名所になるようにする。植え付け等は一度にすることは大変であることから、下流から 上流に向け、ブロックを設け、毎年少しずつ植え付けをしていく。植え付け、植え替え、維持等については、沿川の 方やボランティア(市民参加型)により行う。花が咲き、周知、認知されると、参加者も増えてくると思います。 現在、香流川の一部の土手には、桜が植えられているが、一部であり、桜の咲いている時期は短いです。	2014(平成26)年度策定した香流川整備計画に基づき、現在、香流川の植栽を進めています。なお、名古屋市境から前熊橋までの香流川は愛知県の管理となるため、今後、管理者である愛知県と協議しながら、取り組んで行く予定です。 ご提案いただいた内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
81		· 境		る環境の整備		【自然環境について】 どこの河川を見ても、これは河川ではないと思います。草が生え、それにごみが詰まり環境美化の損失となっている。小型の機械で簡単に掃除が出来ます。そして川と言えば魚が泳いでいるのが普通。良く育つウグイなどでもいいのです。美しい、楽しい河川にして欲しい。自慢できる河川にして欲しい。	「基本目標3政策1施策(4)水辺に親しめる環境の整備」の中で、河川しゅんせつの記述がありますが、河川災害を防止し、市民の生活環境を守るため、適切に河川の維持管理を行います。
82			政策2 農ぁ	化に向けた支援施策(1) 農の活性	55		「基本目標3政策2施策(1)農の活性化に向けた支援」の上から4つ目の項目について、「身近に農に触れることができる環境を生かして、地元農産物を積極的に活用した保育園・学校給食の提供やあぐりん村への出荷販売の拡充等、地産地消の取組を推進します。また、農の6次産業化に向けた取組を支援します。」という記述に修正しました。
83			農あるくらしの推進	な担い手の育成性 施策(2) 農の多様	55	第2項の「農業を活用した障がいのある人の雇用機会の創出」については、数値目標を上げて積極的に推進してほしい。 遊休農地を市が適切に管理し、農業の6次産業化を実現することで、個々の障がいの状態に応じた多様な雇用機会 の提供が期待できると考える。	バレー基本計画やながふく障がい者プランに農福連携の推進を位置づけてい

意見		意.	見区分				
番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
84	第4章	基本目標3(自然環境)	政策3 地球にやさしい持続可能な社会の構築	施策① くらしの低炭素化の推進	56	ながくて未来図(案)に取り上げられたテーマ「くらしの低炭素化の推進」に賛同します。低炭素化の推進に実行力を持たせるため、「2030年度までに市内の電力消費量の45%を消費地の近くで発電する太陽光発電などの分散型電源で賄う」等の目標を設定し、そのための政策を10カ年計画に盛りみたい。 【具体的な政策案】 2014年に策定された神奈川県の「かながわスマートエネルギー計画」を参考に、以下の政策を提案する。 1 再生可能エネルギー等の導入加速化 固定価格買取制度(FIT)の買取価格が下がる中、固定価格買取制度を利用しない自家消費型の太陽光発電等を導入する経費の一部を補助する「自家消費型太陽光発電等導入費補助」。 2 安定した分散型エネルギー源の導入拡大 市内の住宅や事業所に新たに太陽光発電設備と併せて蓄電池システムを導入する経費の一部を補助する「蓄電池導入費補助」を始め、「分散型エネルギーシステム導入費補助」、「燃料電池自動車導入費補助」、「水素ステーション整備費補助」、「ワークブレイスチャージング導入事業費補助」。	また、本地区全ての宅地を対象とした「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正に伴う省エネルギー基準適用や敷地面積の10%以上を緑化すること等をまとめたガイドラインを策定し、土地所有者や建築事業者等に協力を求めています。 なお、ご提案いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見	意見区分						
番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
85			TL	施策(1) くら	56	「再生可能エネルギーの推進を進めます。」	再生可能エネルギーの推進については、「基本目標3政策3施策(1)くらしの低炭素化の推進」の中で、ゼロエネルギー化の取組に関する方向性を明記していますが、再生可能エネルギーの推進は、ゼロエネルギー化の取組に含まれているため、ご指摘の記述については、追記しませんでした。
86	-	基本目標	政策3 地球にやさ	進しの低炭素化の推		(修正意見) 該当箇所 「市民が環境にやさしいエネルギーを選びやすい仕組みを検討します。行政は率先して環境にやさしいエネルギーを 使います」を挿入する。	「基本目標3政策3施策(1)くらしの低炭素化の推進」の中で、市が、公共施設を新設・建て替えする際には、ゼロエネルギー化の施設整備を図る取組の方向性が明記されているため、ご指摘の記述については、追記しませんでした。
87	第4章	倧3(自然環境)	いしい持続可能な社会の構築	施策② ごみの減量化・資源化	56		本市では、資源循環の観点から、ごみの減量化・資源化を推進しているため、もえるごみ袋のサイズを大きくする予定はありません。

意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
88			政策1 住み慣	政策(1) く	57	域の多様な主体が連携した支援体制を構築する」「必要な介護サービス人材を確保するための支援を行う」との、表記がされています。しかし、高齢者等のための支援体制構築に関しては、後期高齢者人口のうち、約6割の人が、要介護にかかわる当事者になる中、多くの高齢者が安心して暮らせる介護施設を望んでいるにもかかわらず、それを受け入れるための特別養護老人ホーム等の絶対数が不足している現状が放置されたままで、表記のように、施設受け入れへの対策を放棄しているかのような市政運営では、到底、市民から信頼を得ることはできないと思われます。 (1)なぜなら、重い心身障害があり常時の介護を必要な人のための「特別養護老人ホーム」と、介護してもらえる家族がなく病状が比較的安定した65歳以上の人が社会的入院として利用する「老人保健施設」の新設は、原則として、地方公共団体・社会福祉法人・医療機関にのみに認められているなどの条件面の制約があり、市政運営そのものが市民から信頼を得られない状況であることを理解される必要があります。 漫然とキャッチフレーズのみを並べて、行政としての役割を果たしたつもりでいるようなやり方を改革し、市民から信頼を得られるようにすべきと考えます。 (2)表記の「多様な主体が連携した支援体制を構築する」などという、漠然とした言い方ではなく、もっと踏み込んで何が不足しているからどう補完するのか、高齢者向けのライフライン整備等の具体性のある表現で示すことも必要と思われます。	したい」「自宅で過ごしたいが、現実には無理だと思う」との回答でした(介護認定を受けている人、受けていない人、どちらもほぼ同じ結果)。この調査結果を踏まえ、「住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、ご指摘の記述については、追記しませんでした。なお、「特別養護老人ホームの絶対数が不足している」とのご指摘については、入所を待つ人が多数いる全国各地の現状を踏まえてのものと思います。この状況は本市も例外ではありません。昨今、市内外の介護事業所の多くで、職員不足が深刻になっている状況を踏まえ、市としては、介護サービス人材の確保の支援に取り組んでいます。(2)の内容については、高齢者や呼がいのある人に対しての支援の方法は、その人の困りごとに合わせて多種多様です。例えば、認知症で服薬が難しい人には、薬剤師とホームヘルパーの連携が必要かも知れません。退院後に足腰が弱くなった人には、理学療法士と住宅改修業者の連携が、食事に支援が必
89			れた場所	らしを	57	介護人材の処遇・手当改善など、長久手市独自の資格・手当などの体系見直しへの取組やこれらを検討しようとする方向性については、評価されるべき施策と思われます。	引き続き、介護職員の人材不足を解消するための取組を実施していきます。
90	第 4 章	基本目標4 (生活)	で安心して暮らすことがで	支える生活基盤の充実	57	には弊害は多く、現在も同じ状況であることに変わりはありません。したがって、何かと不自由な在宅ケアよりも、入 院治療を兼ねた介護・看護が受けられる特別養護老人ホームや老人保健施設に入所できる体制の整備こそが必要	医療や介護のサービスを受ける体制は、施設のほうが充実しているのは事実でありますが、2017(平成29)年に実施した、無作為抽出による市内高齢者対象のアンケート調査結果によると、多くの高齢者が、自宅で最期まで暮らしたいと考えています。このことから、医療や介護が必要になっても、在宅で以前と変わらない環境で過ごすことができれば、本人にとって満足の高い療養生活が送れると考えます。このため、様々なネットワークにより専門職の連携を高め、在宅でも必要な医療と介護が円滑に提供される体制の整備が必要であると考えます。
91			きる地域づ		57		計画書本編P57の「基本目標4政策1施策(1)くらしを支える生活基盤の充実」の中で、障がいがある人等への多様な主体を、「医療・介護・福祉事業者、民間企業、地域住民、行政等」と定義しています。
92			( (			活ができるように、就業の機会を保障することが重要である。 製造業やサービス業において、障がいのある人の雇用拡大に必要となる「合理的配慮」や「基礎的環境整備」の滲 透を指導・助言するとともに、「特例子会社」の設立や「農業の6次産業化」の推進を積極的に進めてほしい。	障がいのある人が、地域で生活していくために、ながふく障がい者プランの施策の中にも雇用・就業・経済的自立の支援を位置づけています。また、就労を希望する障がいのある人に、障がいの程度や特性に応じた様々な就労の機会を提供できるよう、特例子会社の設立や農業の6次産業化の可能性も含め、障がい者自立支援協議会で支援体制を検討していきます。
93				_	57	以下を加えて下さい。 「●平和で安心して暮らせる地域づくりの推進 非核平和都市宣言の市として平和の取り組みを推進します。」	「基本目標4政策1施策(1)くらしを支える生活基盤の充実」に、「非核平和都市 宣言に基づき、市民と行政が協働して、平和事業を充実させます。」という記述を追記しました。

<b></b>	意見区分						
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
95			政策1 住み慣れた場所	施策?	58	います。 市民との温度差・・市民が、市政に期待している防犯対策とは、「凶悪犯罪等から市民を守ることであり、しかも、犯罪を未然に防ぐためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが最も重要と考えているにもかかわらず、防犯カメラ設置などのインフラ整備が遅々として進んでおらず、市と市民との防犯意識には相当の温度差がある」と、思われます。つまり、防犯対策を、「地域での自主的な防犯活動と定義している市政」に対して、市民からは相当の違和感を持たれており、こうした、消極的な市政運営を変革する必要があると市民が感じていることを理解すべきと思います。ちなみに、愛知県では、すでに、平成16年に、愛知県安全なまちづくり条例を制定し、「各市町村に、犯罪の抑止に有効な防犯カメラの設置を促してきた」はずですが、長久手市のように、防犯に対する意識が低い市町村においては、防犯カメラの設置数が圧倒的に少ないなど、この対策が相当遅れています。このため、尾三地区自治体の中で、防犯カメラなどのインフラ整備の立ち遅れを牽制する機運を高めていくことで、尾三地区自治体全域が連携して	生活スタイルの多様化や犯罪が巧妙化・複雑化する中、行政だけでは防犯対策を担うことは不可能であるため、警察や市民のみなさんとともに、「市民一人ひとりが防犯意識を高め、地域での自主的な防犯活動等」により、「防犯に対する地域力を高めるまちづくりを推進する」ことが重要だと考えています。本市では、2013(平成25)年度から2017(平成29)年度まで、自治会連合会等の公共的団体が設置した防犯力メラに対し補助を行い、寄附等による設置を含め、67台の防犯カメラが設置されています。 なお、本市では、2013(平成25)年に「公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」を策定しました。このガイドラインに基づき、設置・運用要領を定めた自治会連合会等の公共的団体に対し、市防犯カメラ設置費補助金交付要綱により、防犯カメラの設置費の補助を行っています。
96	第 4 章	基本目標4(生活)	所で安心して暮らすことができる地域づくり	③ 交通安全・防犯の推進	58	仮に、市民運動(アクション)で取り組む場合には、防犯上の観点から、長久手市に必要な防犯カメラの設置数を策定する作業を行い、現状の設置数との比較を行うことになりますが、 → 机上の単純計算では、長久手市の東西約4.5キロメートルと仮置きした場合、防犯カメラの該画エリア(記録距離)を300メートルと仮定し、全域を、300メートルのマトリックスの中で、南北・東西の両方向に向けたカメラを設置する場合、総数約250~300台で、長久手全域をカバーする防犯カメラのネット網が完成します。 一方、住居地エリア以外の、道路・公園・駐車場・信号交差点・バス停・コンビニ・病院・小売店・金融機関・社寺・商業施設などには、行政・民間企業による設置をすすめ、いわゆる生活道路への住民協力などは条例制定によって一気にすすめることが可能なはずで、行政として積極姿勢への転換・次第と考えます。 市民運動は、予算措置を求める活動ではなく、登録が必要な活動でもない、しかし、市民の安心・安全な生活を守るために必要かつ重要なことが、なおざりになるのであれば、市民主体で取組み、より良い方向にもっていくことが本来の趣旨にて、もし、行政がこうした防犯対策に動かない場合には、市民アクション運動として取組まざるを得ないと考えます。	ます。なお、本市では、警察と協議しながら、2013(平成25)年度から2017(平成29)年度までの間で、自治会連合会等の公共的団体が設置した防犯カメラに対し補助を行い、寄附等による設置を含め、67台の防犯カメラの設置しており、当面の整備は行っていると考えていました。会後の防犯カメラなどのインフラ整備には、設置費及び維持費が必要となることから、十分に検討する必要があると考えます。市内全域をカバーするように250~300台の防犯カメラを設置することは、設置費や維持費が膨大となることから、十分に検討する必要があると考えます。なお、ご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
97						信号の無い横断歩道が多いから 妊婦さん、子供、老人のために、旗など車の運転手が気付きやすい何かアイテムを考えて欲しい	愛知県は、道路を横断するときには手を挙げ、ドライバーに横断することをアピールする「ハンド・アップ運動」を提唱しています。本市は、この運動を市民に広めるため、交通安全啓発活動に取り組んでいます。

<b></b>	1 t <del>*</del> 1 1						
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
98			政策	施策(2) 市	59	相談窓口では、トラブルや苦情などの問題解決に、的確かつ迅速な解決支援の助言ができるスキルこそが必要で、困りごとを把握するなどと他人事のような表現をつかっていては市民に失礼で、そういう窓口には相談に来られない	口を設置していますが、それとは別に潜在的に困っている方や相談できずにいる方に対応するために、「市民の困りごとをいち早く把握することができるよう取り組みます。」と明記しています。 なお、法律相談や司法書士相談等の専門の相談については、資格等を持っ
99	第4章	基本目標4	2 地域の課題	民が気軽に身近	59		民間企業の業務に関する内容に市が介入することはできないため、各企業や協会が設置する相談機関で対応してもらうことが、適当であると考えています。
100	무	生活)	をみんなで解決	で相談できる場で	59	銀行や信用金庫などの金融機関は、お客様とのトラブルが表面化することで、社会問題化(直近では、貸し渋り・貸し 剥がしの表面化によって厳しい法規制を経験)するリスクをさけるため独自に専任職員を雇用し、銀行協会・信用金 庫協会という組織の内で相談を受ける体制をとっています。しかし、現実のトラブルでは、お客様と金融機関とは、対	めに必要な情報を収集及び提供」等を行うことが定められています。
101				づくり			地域特性や問題解決先との連携を考え、現状では広域での対応は考えていません。
102					59	新規相談窓口設置にともなう「銀行等トラブル解決支援手続(規則)」について 本件取扱いに関しては、行政窓口に設置する、市民のための「銀行等トラブル・よろず相談所」における相談の申し 出、銀行・信金・郵貯など金融機関の対応に関する市民からの苦情の申し出やトラブルへの対応、について、公正中 立的な立場から迅速かつ透明度の高い対応を行うための手続を定め、もって、市民の正当な利益の保護に資するこ とを目的とすることになります。	金融機関に対する苦情相談等の新規相談窓口の設置は考えていません。

<b>#</b> =	意見		見区分				
意見 番号	章	基本目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
103						介護予防の推進では、認知症に限った記述ですが「認知症など介護の必要な人」として対象を広げた記述が良いのではないでしょうか。本編P57でも支援が必要な人に記述が限られていますが、大前提として誰もが安心して暮らせることがあると思うので一番目に住民全体に触れる記述を入れてはいかかでしょうか。	認知症の人を含んだ介護予防に関する内容については、「基本目標4政策3施策(2)介護予防の推進(計画書本編P60)」の中で、市民や民間事業者等の多様な主体による健康づくりサービス等を実施することを明記しています。なお、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちを目指すことについては、「第3章基本構想の基本目標4」のリード文に、大前提として明記しています。
104	第4章	基本目標4(生活)	政策3 いくつになっても元気でいきいきと輝けるくらしの推進	施策②(介護予防の推進)	60	取り組むことで、一人一人が健康管理できるまちづくりを目指す。 施策(1)の漠然とした「市民の健康づくり」とは異なり、明確に予防介護をテーマとした取組。 自分自身の体脂肪および理想とする健康的な体重管理を目指して、じぶんに合った代謝カロリーと取得カロリーの関係を正しく理解することが、予防介護につながることから、市民が知識装備をすることからはじめ、全市をあげて予防介護にむけた取り組みを行う市民運動の展開を提案するもの。(全国初)	また、本市では、市民の健康づくりを推進していますが、食事、運動、歯の健康、たばこ・アルコール、こころ、健康管理について、分野別に取り組んでいます。健康づくりには、どの要素も欠かすことができないと考えており、いずれも

<b>#</b> =		意.	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
105			政策		60	香流川を自然回復し、親しまれるようにするのもよいが、次の方法により香流川が市民にとってさらに親しみやすく、 利用しやすくなると思う。	香流川沿いの遊歩道については、これまで順次整備してきており、今後も引き続き整備を進めています。ご提案いただいた内容については、今後の整備の参考とさせていただきます。また、香流川の歩道については、バリアフリー化を推進していきます。
106	第4章	基本目標4(生活)	策3 いくつになっても元気でいきいきと輝けるくらしの推進	施策③ 健康づくりの環境の整備	60	も自動販売機、コンビニストアーで販売されている。2020年、受動喫煙(オリンピックとして計画実限となっているが長久手市も長年販売し税収入をえている。これが目に見えない健康被害の拡大要因である。市政運営 基本目標7市民から信頼される市政の運営。 政策2 柔軟な市政に向けた仕組みづくり 施策(1) 市民ニーズへの対応 地域の課題を解決、複数の分野にまたがる課題に対して分野横断的に取り組み、概ね小学校区単位で市民サービスを享受できる仕組みについて、検討の要望としてヘビースモーカー(愛煙家)能動体喫煙家対策。健康福祉増進法強化。超高齢者社会時代に訪れる認知症等の要介護者や孤立死の増加、社会保障費増加、人口減少社会の到来による税収入の減小等の課題への対応も加味して、基本目標1 「やってみたい」でつながるまち 人づくり たつせがある課の起業システム 市民ニーズ必要に合ってない 起業改革、1人でもできる 起業改革のわく組み、市民ニーズが 必要とする タバコ害による高炭素病。2人に1人が ガンに かかる 治療法に向き合う 市民ニーズ C OPD肺ガン 肺気腫、等にかかわる全ガンに対応する やってみたい医療構造改革。標準装備化拡大事業。標準装備医療観光交流拡大事業の要望として タバコ害改革、タバコ税改革。やってみたい医療構造改革市民ニーズの為。アクションプランとしても、10年先 ながくて 未来図 としても 是非とも なんとしても この問題生活習慣病(タバコ害)及びその後の健康対策(がん医療構造改革)(大型予算の要望)市内6小学校単位の拡大の要望としても、市民ニーズの重要性。 一酸化炭素、二酸化炭素削減、低炭素型生活習慣病社会保障医療としても医療許可の拡大。標準装備 生活習慣病 「ながくて 未来図」事業の拡大の要望。政策2 柔軟な市政に向けた仕組みづくり	

- 立口	意見区分						
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
107			施策1 まちの	政策(3)スポーツ		スポーツ振興を考えた場づくりができてない。 イベント中心の考えから、若い人を取り組んだ企画がない。	若い人も含めたスポーツの振興については、「基本目標4政策3施策(1)市民の健康づくり」の中で、子どもから大人までスポーツに気軽に親しめる機会の創出に関する方向性を明記しており、具体的な取組については、今後検討していきます。
108			交流の促進	備を楽しむ環境の		市民のスポーツ施設を設けて欲しい プール、ジムなど	ご提案いただいた内容については、「基本目標5政策1施策(3)スポーツを楽しむ環境の整備」の中で、市役所周辺において、健康スポーツ拠点整備に関する方向性を明記しており、具体的な整備内容については、今後検討していきます。
109	第4章	基本目標5(	政策2 観光空	施策(1) 観光	64	反するので、別項に移すよう修正する。リニモテラスは、そもそもは古戦場駅前の「シンボルコア」地区(第5次総合計画等)の中心的施設として構想されたものが、矮小化されたものである。それでも、『リニモテラス公益施設整備基本計画』(2016)では、「大学連携」「観光交流」「多文化共生」「子育て支援」がテーマとされ、各分野にわたる総合的な施設であるとされてきた。したがって、「都市経営」の「施策」レベルで1項目起こす扱いがもっともふさわしい。 (説明)観光交流の項に入れると、今後のリニモテラスの整備、運営方針と資源配分に悪影響を与える恐れがある。	リニモテラスについては、本計画についても、「大学連携」「観光交流」「多文化 共生」「子育て支援」の4つのテーマに総合的に取り組むことを想定しています。 そのため、テーマの一つである観光交流について、「基本目標5政策2施策(1) 観光交流スタイルの確立」に施策を位置づけ、それ以外のテーマである大学 連携については、「基本目標1政策2施策(2)苦者の想いを支える仕組みづく り」に施策を位置づけています。その他のテーマについてのリニモテラスの位 置づけや、具体的な運用方法等については、今後検討していくため、計画に は明記しませんでした。
110		交流)	交流まちづくりの推進	交流スタイルの確立		「観光をまちづくりの一つと捉え」、とあります。ジブリパークが出来れば、訪れる観光客は増えると予想されます。しかし、長久手市内に宿泊施設はありません。「ジブリパーク開業を契機とした観光交流の推進」とは具体的にどのような事を想定しているのでしょうか?「トトロの森の家(仮)」という宿泊施設ができれば、観光客は泊まる事ができ、より「長久手らしさや地域の魅力」を味わうことができ、「本市独自の観光交流スタイル」が確立できると思います。また「トトロの森の家(仮)」を、市内の保育園や幼稚園で「お泊り保育」などで利用できるようにすれば、「基本目標2」の「自然の中での遊びや学び」の体験ができますし、「基本目標3」の「自然学習体験」にもつながります。家族で週末泊まりに行ける場所だと、なお自然は身近な存在になると思います。 遠くの山を眺めているだけでは、自然体験をしているとは言えません。「ジブリパークができた」だけでは、観光客は長久手をスルーしてしまい観光収入は見込めません。「トトロの森の家」構想はいかがでしょうか?	「ジブリパーク開業を契機とした観光交流の推進」とは、「基本目標5政策2施策(1)観光交流スタイルの確立」に明記しているとおり、ジブリパークの開業を契機に新たに本市を訪れる来訪者が増加すると考えられるため、既存の資源や新たに誕生する資源を活用し、市内外の人と人との触れ合いやつながりをつくっていくという視点を持った「観光交流」スタイルの確立をすることや、積極的な情報発信により、魅力をさらに広げていくことを想定しています。また、宿泊施設については、現時点で宿泊施設の誘致については考えていません。
111	_		_			市民の管理するBBQ場の新設 特に香流川上流部砂防公園を利用したらどうか。便所、水道、駐車場は既設である。但し、キャンプ場は河川の出水の危険性があり、別途検討する。	香流川上流部の砂防公園は、普段は公園として利用されていますが、大雨の時には整備された砂留工により土砂を留め、下流域の住民の安全を守る目的で愛知県が整備した施設になります。なお、上部の公園については、市が清掃、除草及び樹木の剪定などの日常管理を行っていますが、施設の目的上BBQ及びキャンプを行う場所とは想定していませんが、ご提案いただいた内容は、今後の事務の参考とさせていただきます。

÷ =	意見区分						
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
112				の利便性の向上施策(1) 公共交通	65	(修正意見) 該当箇所 p65上4行 「運転免許返納者や既存の公共交通で移動が困難な高齢者等」を、「運転免許を返納した高齢者や既存の公共交通で移動が困難な人々」に修正する。 (説明)移動が困難なのは、高齢者や障碍者だけではない。クルマを持たない人持てない人など色々な理由で、程度はいろいろであるが、試算では長久手に移動困難者は2万人近くいる。これからは貧困に依る困難者が増えるだろう。これらの人々に対する移動サービスを考えていく必要がある。	「運転免許返納者や既存の公共交通で移動が困難な高齢者等」については、 ご提案の文言とその趣旨に齟齬がないため、ご指摘の記述については、修正 しませんでした。
113						近隣住民は渋滞を避けられません。道の整備を希望します。	イケア出店に伴う渋滞対策については、現在、周辺道路をパトロールし、必要に応じて、臨時駐車場への誘導や警備員の配置の対応を、イケアに要請しています。また、2022年度に開業が予定されているジブリパークについては、開業時に想定される交通混雑の対応策を、愛知県と調整していきたいと考えています。
114					65		歩道の段差や傾斜につきましては、それぞれの現場状況を確認しながら、対 応策を検討していきます。
115		基本	政 策 1	施			乗り入れ施設を設置する方には、事前に「市車両乗入れ施設及び乗入れ口設置基準」に基づく、承認工事申請を提出していただいたうえで、基準に適合した乗入れ施設を設置していただくよう指導しています。
116	第 4	目標6	外出しや	策② 安心	65		市が施工する舗装工事については、職員による施工管理及び完了検査を 行っており、不備があった場合には、その都度、施工業者に改善の指示をして います。
117	草	都市整備	す い 環境	心して移動		の道路があるのか」の実態把握は有るのか?というほど感じています。自転車でさえも危ない所があるのです。道路 関係は土木課だそうですが、今一度「道路とはどうあるべきものか」の再考を基に対応をお願いします。	「基本目標6政策1施策(2)安心して移動できる道路の整備」の中で、道路のバリアフリー化の推進や狭隘道路の拡幅整備について、明記していますが、市民に道路を安心して通行していただけるようにするため、道路の整備や維持管理を行います。
118		)	の 整 備	動できる		⑤歩道に樹木が植えてありますが、木の根はきついものです。固い路面を持ち上げます。何度躓いたことか。なんとか良い方法は無いものでしょうか。	
119				@道路の整備	65	⑥畑や田から、U字溝のふたの上へ土石が流れ溜まり、草木もおおい被さっています。U字溝にはゴミや土石が詰まっています。そうならないような策を願います。美観的にも徹底すべきものと思います。U字溝が古くなったから取り変えをして欲しいという要望があり、要望にこたえて取り変えが終わった後は、何の気配りもせず上記のような事象がおきても放置している。悲しいことですがこんな点にも指導しなければならない、公徳心育成が必要な世の中になってきているのです。以前、農村地帯の寄合において、上記の点について確認と自覚をして対応してほしい旨を班長さんにお願いしましたところ、素直に受け入れてくださった例が有ります。	道路側溝上に土砂等が流れ出ている場合、土地所有者等の原因者に通知及び指導して、対応していただいていますが、今後も引き続き行っていきます。
120						行き届かない点があるようです。微力ですが時々清掃をさせてもらっていますが、このゴミ放棄の犯人は、散歩者・自転車者・そしてトラック運転者です。「捨てるなゴミ」の看板だけではなく、カメラ設置をすべきだと思います。もう1つは、道路沿いの土手はツルものや高い雑草が茂り、道路にまで侵入しています。秋になると草は枯れ、捨てタバコが原因で大火事になる恐れがあります。是非草刈り機で刈って戴きたい。そうすれば美観となるし、いままで藪状態だった所へのゴミ捨ても無くなっていくと思います。	あった場合は適切に対応していきます。 なお、リニモの下の道路は愛知県管理となりますので、ご意見については愛 知県へ報告しました。
121					_	自動車道と歩道の境にコンクリートがあり、ところどころには雨水やゴミが流れ出るための四角い穴が開いていますが、そこにゴミや土が溜まり、雑草が生えています。 以前住んでいた市や製造者へも提案したのですが、傾斜に沿って斜めの排水口にすれば綺麗になると思います。是 非製造者への働きかけをして戴き、市当局も先駆者になって実現されますようお願い致します。	排水施設については、構造上、適切に排水されるよう施工しています。なお、 土やゴミ等が詰まっている場合の掃等については、今後も対応していきます。

÷-		意	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
122			政策2	施策(2) 都	66	「良好な行政サービスの提供と防災拠点としての機能を充実させるため、現市役所周辺において、健康づくり機能を	なお、市庁舎等には、現市役所周辺にある公民館等を想定しており、公共施設の多くを1カ所に集積することは考えていません。
123	第 4 章	基本目標6(都	暮らして心地よ	市基盤施設の充実			杁ケ池公園及び古戦場公園を除く公園は250mから500mに居住している人の利用に供することを目的としているため、駐車場を整備する計画はありません。
124		市整備)	い生活環境の形成	天		公園・緑地の整備について、新たな地域のコミュニティの場を目指します、とあります。現在市内にさまざまな公園・緑地がありますが、人通りのない場所であまり利用がなかったり、住宅に隣接して利用頻度は高いが近隣に遊び道具が侵入したり、と課題もあるように見受けます。様々な世代が公園に集う提案には大賛成です。詳細の検討時には位置づけ、役割などを明確にしてその公園にふさわしい利用のあり方を検討する事を望みます。	公園に関する様々な課題を把握し、新たな活用や管理方針を今後検討していきます。
125			戍		66	上から4つ目の項目 公園のルールや管理は、周辺住民に投げられても困る。行政のリードも必要。しっかり進めてほしい	公園の管理方法については、地域住民と相談しながら、検討を進めていきたいと考えています。
126				環境の形成 環境の形成			人知れず道路の清掃活動を行っている方や、見守り活動を続けている方等、 地道な活動を通じて社会貢献している人を顕彰し、市民同士が褒め合い、互 いを認め合うため、市では長久手「いいね」賞という制度がありますので、ぜ ひ、ご推薦ください。

- 年日		意	見区分				
意見 番号	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
127				施策(1)	6 8 6 9		総合計画は、本市が目指す10年後の将来像を描き、その将来像の実現のための取り組みを示す「まちづくりの指針」となる計画であることを踏まえ、取り組みの方向性を示すまでにとどめますが、いただいたご意見は税収入のあり方等将来を見据えた財政運営を考える中で参考とさせていただきます。なお、景気に左右されない、固定資産税や市民税等は、本市の安定的な財政運営を行う上で、重要な財源と考えています。企業誘致については、第3次長久手市土地利用計画において、市西部では、居住環境の一層の向上を図ると共に、緑豊かな魅力ある市街地環境の形成を促進することとし、市東部においては主に自然環境の保全、活用、緑の創出を図ることとしており、積極的な企業誘致は予定していません。
128	第 4 章	基本目標7(市政運営)	政策1 効果的かつ効率的な市政運営	将来を見据えた財政運営と公共施設の計	68	過去の取り組みと分析と反省。今回の取り組みのポイントなどを、投下する費用と合わせて示すべきである。 大阪の維新の会の元党首である橋本さんは、選挙で、「大阪市の収入を平均所得500万円にたとえ、支出と借金がいくらで、どこに問題があり、自分はどのようにして借金を減らしながらどのような政策を進めたい」と主張を述べていた。これなら、市民が理解しやすく、意見も述べれる。しかし、長久手市の計画説明では収支と支出配分の記載も、借金返済計画もない。 また、過去10年に使った資金と実績と反省を示してから、計画の必然性を述べることもできていない。過去10年の取り組みを定性的で、いくら資金を使い、数値で成果を述べることもできていない。	第6次総合計画の策定にあたっては、市民意識調査や第5次総合計画の進捗評価を行い、その結果を踏まえ、2017(平成29)年度から本格的に市民の皆さんと一緒に計画策定を進めています。なお、財政状況の資料として、「税収額及び社会保障費の推計」と「公共建物の将来更新必要額の推計」を明記しています。第6次総合計画においても、財政収支の見通しまでは明記していませんが、具体的な取組をまとめたアクションプランを策定する際には、財政上の課題を整理したうえで、2019年度以降の5年間で実施する事業を選定し、中期財政計画に反映します。また、第5次総合計画からの変更点として、計画体系ごとに指標を設定し、進行状況を把握することにより、総合計画を効果的かつ計画的に推進していくことになります。アクションプラン事業においては、新しい要素を加えたり、見直しを行ったりすることで、柔軟な計画の推進を図っていきます。
129				画的な管理	68	収支見通しと計画について 人口の増加に対し、収入の増加は残り5年でピークとなり、その後は、減収する。では、市の借金の返済は、収入が ピークを迎えるまでに、解消する必要がある。 そのためには、10年後の収入で市の運営をして、余剰収入を借金返済に回すべきではないか。 借金をすることについても、意見を求める必要があるが、上記で示したように、計画は定性的で、手当する資金を知らせないのであるから、この件についての意見を求めていないことが市の姿勢としてうかがえる。進めたい計画に対する意見をもとめ、本来、運営としての意見が言わせない姿勢は、ごまかしとしか思えない。	地方自治体の借金は、長期間、市民が使用する公共施設や道路、下水道事業等を整備する際は、その時に本市に在住する市民の税負担だけで整備するのではなく、後年度の市民に借金の返済を負担していただくことで、世代間の公平を図ることを目的に借り入れるという考え方があります。しかし、後年度に生産年齢人口が減少し、税収が減収の時代を迎えることを想定し、借金の総額を抑える必要もありますので、中期財政計画などで将来の収支見通しを立てながら、計画的な借入れを行い、健全な財政運営をしていく必要があります。なお、具体的な取組をまとめたアクションプランを策定する際には、財政上の課題を整理したうえで、2019年度以降の5年間で実施する事業を選定し、中期財政計画に反映します。

	ž	意見区分				
南の場所の原産機関について名間について 文上地投入金融   リーモ等の機能・実際は、通常の指袖の実験に上へ、権限に多いの負担がかかっている。 リーモでは、総別、利用料金では近立せず、回収できたい資用に、物金でもでしたして、赤手を解消してきた。そそそ も、手軽度のイベンドに、3049年は前針すらいの加速を作る必要があった。いまたらがら、考えさ を置いて、現た、800万円の意き水が人口減少で生じている。あたら、10年で、1200万円が富含度になるたいラキ を対している自然性がある。たとえば、認め無理があ趣では、地域等の域は、第のインフラ東を管理すると数値である。人口減少で自然である。できた。10年のでは、2048年は対象を、たとまば、認め無理があ趣では、地域等の域能力、200万円が富含度になるたいラキ そを変更している自然性がある。たとよば、認め無理があ趣では、地域等の域は大きないので、一定の対象を使 のだった。一日治安ででの質の受力を関小の対象によるというできた。では、第24年である。対象に その他、表見手市では、最近側に性性性を関係するとの計画であるが、人口等での収入場は3年でその後は、真体 によった。日治安での収入を必ずいからあれて、の場所である。人口等での収入場は3年でその後は、真体 によった。日本のでは、10年では、20年に、20年に、20年に、20年に、20年に、20年に、20年に、20年に	폭무ㅣ 귤 ㅣ基本		策 施策	頁	意見内容	市の考え方
取 選	130 第4章 基本目標7(市政運	是	政策1 効果的かつ効率的な 施策() 将来を見据えた財政運営と公共	68	文化施設、公園、リニモ等の維持・更新は、通常の福祉政策費に比べ、格段に多くの負担がかかっている。 リニモでも、結局、利用料金では成立せず、回収できない費用は、税金で補てんして、赤字を解消してきた。そもそも、半年程度のイベントに、30年以上維持するための施設を作る必要があったのだろうかと、いまさらながら、考えさせられる。 全国では、現在、800万戸の空き家が人口減少で生じている。あと5-10年で、1200万戸が空き家になるという予想である。人口減少と市の借金があるにも関わらず、飛び地の道路、水道、等のインフラ費用を投下する必然性が見えてこない。すでに、人口減少により、インフラメンテできず、住民に負担を求める政策を取ったり、市が負担することを放棄している自治体がある。たとえば、確か島根か鳥取では、地域毎の福祉ができないので、一定の資金を提示して、自治会でその資金の使い方を決めてもらっている都市がある。 夕張市では、市営団地でも、多くが空き家になり、残った少ない住民からは、隙間風が入る等の苦情があっても、対処できないとのこと。生命にかかわる最小限の対策にするとのこと。 今回、長久手市では、飛び地に住宅地を開発するなどの計画があるが、人口増での収入増は5年でその後は、高齢化による負担の方が増えるのである。加えて、夕張市と同様、インフラ維持などで、ますます、出費が増えることになる。飛び地開発で得る税収とインフラ負担と高齢化による福祉負担などを50年先まで予測して、検討しているも開示してほしい。まして、名古屋市でも、名東区、瑞穂区などの住宅地の多い地区でも、空き家が増えており、1軒分の敷地を2軒に分けて分銭したり、こちの事実を対したししており、長久手市が住宅地を提供する必然性が見いだせない。まして、これからは空き家が増えるばかりである時代である。せっかく作ったリニモだから、利用者を増やすために住宅地を開発するとしたら、ますます負担が増えるのである。是ものかく作ったリニモだから、利用者を増やすために住宅地を開発するとしたら、ますます負担が増えるのである。とま、50年先までの収支を公開してほしいと述べた理由はここにある。以上のことから、負担の大きい箱もの・インフラについては、現状、今後、に対して、市の出費の推移など数値でしめして、市民の智恵を集めるべきと考える。	全ての公共施設等の今後の長寿命化や大規模修繕、更新費用などを算出し、その優先順位や平準化を図った計画を策定する予定です。
	131	ĭ	改運営 設の計画的な管		公園等にも、多くの出費が計画されています。しかし、これで喜ぶ市民がどれほどいるのでしょうか。 今は、昭和30年~70年の時代とは異なり、平成からのバブルがはじけ、20年経済が停滞した。残念ながら、格差が広がり、同じサラリーマンでも、収入が3倍以上違ってきている時代である。 公園は、歴史史跡、福祉に関する箱物なども、維持費がかかるので、利用者に少なからず負担してもらうことも考える時代であると思います。名古屋市では、動物園・植物園でも入場料を取る。公園は歴史史跡でも、たとえ10円~100円でも取ればよいのである。すると、公園や歴史史跡の本来の利用者がいくらで、本来いくら出費するべきか、分かるような政策が必要である。 その一方で、低所得家庭には、無料回数券などを支給することで格差を補正するなど、工夫せればよい。 この背景には、長久手古戦場の史跡にいくら市が支出しているか分かりませんが、長久手の戦いは地元であるので知っていますが、歴史上から見たら、関ケ原の戦いのような重要性がない。また、長篠の戦いの方が歴史的な重みもある。長久手の戦いは局地戦であり、その意義も小さい。 公園、史跡、福祉にかかわる箱物などは、利用者の収入でできるだけ成立すれば、将来の収入減にも問題なく維持できる。維持したいから税金を増やすことはやめていただきたい。	ことは必要であると考えていますので、今後、使用料や手数料の適正化を検討する中で、利用者に負担していただくことが必要な施設については、適正な負担をしていただけるよう、改善していく方針です。なお、各公共施設等の収支の見通しはありませんが、年間利用者数や維持管理費等については、長久手市公共施設等総合管理計画の資料編の施設カルテの中に記載しており、ホームページや情報コーナーなどで公開しています。

		意	見区分				
意見 番号	章	基本目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
132				営と公共施設の計画的な管理施策(1) 将来を見据えた財政運		市民に本当に判断を促すような情報を提示して、意見を求めるという姿勢を長久手市は取っていない。 定性的で時間軸での流れ、分析、など分からない。あくまで、意見を聞くというポーズである。選挙演説でも分かりや すく伝えることができるのに、これすらできていない。残念である。	第6次総合計画の策定にあたっては、多くの市民の皆さんから意見をいただきながら策定作業を進めており、2017(平成29)年度以降、延べ1,000人以上の方に計画づくりに参加いただいています。参加された方が、総合計画を理解できるように、なるべく分かりやすく、また繰り返し、計画の内容を説明してきました。パブリックコメントにおいては、より多くの意見をいただくため、説明会を3回開催し、時間帯や場所を変えることにより、学生や子育て世代、高齢者等の様々な世代の方に参加いただくことができました。今後も、市民の皆さんが、理解しやすく、多くの意見をいただけるように、計画づくりに取り組んでいきます。
133			政策1 効	や民間事業者の活力導入施策/2) 他自治体との連携	68	・長久手市があくまで中心の内容 →未来が長久手だけで描けるかが心配です ・世界←日本←愛知県/名古屋市←近隣←長久手市 重要な点は、少し触れるorこの資料ではあえて触れない(施策を考えるメンバーは織り込み済み) ・考えられるのは ex.○との関係性、○との位置づけ、○との連携、○への情報発信/広げる貢献	第6次総合計画は、本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した計画であるため、本市が中心となっています。また、「基本目標7政策1施策(2)他自治体との連携や民間事業者の活力導入」の中で、他自治体との連携について、明記しています。なお、第6次総合計画の策定にあたっては、世界や国、県等の本市をとりまく社会潮流を念頭において、策定作業を進めています。なお、第2章「長久手市の状況」において、長久手市をとりまく状況を明記しています。
134	第4章	基本計画7(市政運営)	/果的かつ 効率的な市政運営	施策③ 行政情報の適切な	68	ても、市民に開示することが必要な時代と考えます。 一般的には、国会中継のように、議論がTV中継されることが、当たり前になってきている時代です。 県レベルでは、愛知県議会・三重県議会などの生中継がすすんでおり、当地区のケーブルテレビでも、豊田市議会・三好市議会などが生中継されていますが、長久手市議会はなかなかスタートしません。現在のように、あまりにも緊張感のない録画中継などを改めて、早期に生中継に切り替え、市政の動向が早いタイミングで、市民に届くように改	有の原則を挙げ、「市民、議会及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します」としています。 共有し、活用する方法としては、広報紙やホームページ、SNS等の多様なメディアの特性を生かし、必要としている人に効果的に届けることを総合計画に明記しているところです。 なお、現在、議会の生中継については、市役所本庁舎及び西庁舎1階に限っ
135				管理と活用	68	長久手市地図(欲しい情報が正確) *長久手市職員、パソコン習い方、市政協力&組長	基本目標7政策1効果的かつ効率的な市政運営において、行政情報の適切な管理と活用についての取組の方向性を明記しています。 具体的には、GIS(地理情報システム)の活用やICT(情報通信技術)の積極的な活用による双方向の情報発信の推進等を想定していますが、ご提案いただいた内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。
136					68	・税金、保険等のシステムを税務署(国税との連携) ・確定申告等の自動化及び各記入書類にログマークを入れてCPUとの連動を図る(特許取得)	市役所職員の定員については、2017(平成29)年度に長久手市定員適正化計画を策定し、健全な行財政運営や効率的・効果的な業務の遂行のための適正な職員配置に努めています。 基本目標7政策1において、効果的かつ効率的な市政運営に向けた施策と取り組みの方向性を明記しているため、文言の追加は致しませんが、合理的・効率的な行政運営の推進により、増員を最小限に抑えるよう努めます。
137				ズへの対応 施策(1) 市民ニー	69		これからの超高齢・人口減少社会に対応するためには、市民のみなさんにもまちづくりの一員として役割を担ってもらう必要があるため、職員が地域に出掛け、地域を深く知ったり、市民同士をつなげる役割を担ったりすることにより市民主体の取組を支える市政運営を目指します。

### ○第5章「ながくて未来図」の推進

		辛日豆	~			
意見 番号	章	基本目標	施策	頁	意見内容	市の考え方
138		1 「市民主体のまちづくり」の実現に向けて		73	いきます。とあります。追記として、(4)住民投票による間接民主性の補完の活用を付け加える事を提言します。 (4)住民投票による間接民主性の補完の活用 住民投票は、地方自治の基本である間接民主性を補完し、重要な政策の決定や実施に関わる議論を活性化する仕 組みであり、より的確に住民の意思を踏まえたまちづくりのための政策等の決定を行っていくための制度です。市民 の意見が大きく分かれるような政策について、住民投票制度を活用し直接民意を聞くことで、重要な政策の決定や	「市民主体のまちづくり」の実現に向けてに掲げる3つの項目は、各施策の実施にあたり念頭に置くことを記述しています。 住民投票制度は、市民に重大な影響を及ぼす、市民の意見が大きく分かれる政策等について直接民意を聞く制度です。長久手市みんなでつくるまち条例では、「対話を重ね十分な議論してもなお、住民の意思を直接確認する必要があるとき」に実施することができるとしており、やみくもに住民投票を推進するものではないため、記述しませんでした。
139			実現に	73	例えば、構成メンバーの見直し(ベテランはいらない、40代,50代の人を会議に参加させるような発想の転換が必要。	ご指摘のとおり、市全体では、地域ごとに差がある課題を画一的にとらえるしかなく、地域ごとの課題に対応することが難しい場合があります。そのため、「市民主体のまちづくり」の実現に向けてにおいては、各施策の実施にあたり念頭に置くこととして、概ね小学校区単位での「顔の見えるまちづくり」の推進を掲げています。 ご提案いただいた内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
140	第 5 章			73		「市民主体のまちづくり」の実現に向けて、まちづくりの基本原則として、「情報共有・市民参加・協働」を掲げ、まちづくりの基本的なことを定めた「長久手市みんなでつくるまち条例」に沿って計画を進めていきます。
141		2 進行管理 て	配っつい	_	ex.「まち全体の将来像を描き、計画的に実現していけるまちを目指す」 2. 「背景」の記述の明記もはっきり(問題の大きさ) ・大規模災害の想定、超高齢化社会、社会保障費の増加、、、 3. 7つの目標には、目標値がないので追加が必要ではないでしょうか別にあれば問題なしです。 ・これらの施策で、どれ位達成できるかどうかが不明(100%になるか)。 目標値があり、さらなる具体策で各目標値が積みあがっていればOKです。 ・目標値は、10年で積み上げていくものでしょうから、年単位に落とす。	「目的」の記述については、第1章「計画の位置づけ」の部分で、『ながくて未来図とは、本市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示した「まちづくりの指針」となる大切な計画です。』と記述しています。背景の記述については、第2章「長久手市の状況」において、世界や国、県等の長久手市をとりまく状況についてや長久手市の現状について記述しています。7つの基本目標については、指標として、基本計画には成果指標(アクションプランを推進した結果、「政策」で目指す目標に近づいているかを図る実績数値による定量的な指標)を、アクションプランには活動指標(アクションプラン事業の実施状況を把握するための取組ごとに設定する指標)を設定し、基本目標で描く理想の姿に近づいているかを確認していきます。
142		_		_		第6次総合計画完成後は、広報紙やホームページ、計画完成記念行事の実施により、計画の内容を広く周知することを予定しています。さらに、市民の皆さんと対話する様々な機会を捉えて、継続して周知活動に取り組みます。なお、ご提案いただいた内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。

# ○その他

意見 番号	意見区分						
	章	基本 目標	政策	施策	頁	意見内容	市の考え方
143						家の中で飼うべき条例を考えていただきたい。家の周囲に金網・ネット網などに多くのお金をかけています。	動物の愛護及び管理に関する法律では飼い主には、動物がその命を終えるまで適切に飼育する「終生飼養」の責任があるとあります。猫にとって、屋外は交通事故や感染症等多くの危険が潜んでいて、室内での飼育が安全で適切であるといえます。猫の室内飼養について、広報紙等で周知していますので、条例を制定する予定はありません。
144	_					色々な職場も、「生き甲斐を持って働いているだろうか。大きな看板は有るが、看板倒れになっていないだろうか。上から下への指示で事が進められてはいないだろうか。何を、どのようにしていくべきか、何を優先にしていくべきかをしっかりと把握していくことを大事にしたい。それには実態把握がしっかりとされていなければならない。此の上に立って、上位だけの企画、それに従って、命令に従って、言われるままに実施するシステムでは、生き甲斐を持って働く事は出来ない。職員全員で意見を出し合い全員が理解し、納得して行くことを大切にしていきたい。これが出来たら市民に提示していく。そうすれば「ああそうか、そう言う問題があるのか、そしてそれを順序立てて政策をやろうとしているんだな」と気付き、納得して、行政への理解と関心の高揚に繋がるのではないか。「いや、そうしているんだよ」があれな頑張って居るんだよ」と言われるかもしれないが、今一度行政の在り方を振り返って見ていただきたい。私は、何をするにも「ゼロから考える」を座右の銘としています。	